

第 6 章 知的財産戦略の強化

第1節 知的財産戦略の強化に向けた検討

経済発展の原動力は技術革新にあり、戦後の技術導入を主体とした我が国の技術水準は、1980年頃には欧米諸国と肩を並べるまでに達していた。そして、技術開発競争の激化、国民ニーズの多様化、グローバル化の進展等の状況の中で、企業活動における産業財産権の役割は高まっていた。

このような状況において、特許庁では、既に1976年から、企業の特許管理の充実を啓発するため、出願等の適正化施策を進めてきていた。その成果として、1990年代前半までには、改善多項制の利用が進み、出願大手企業による特許・実用新案の出願件数は減少に転じ、海外出願比率は漸増するとともに、審査請求の厳選とそれに伴う公告率は上昇した。これは、「数は力なり」の論理で出願件数を増加させていた企業において、出願関連費用や研究開発投資効率等の面から、量から質への意識改革が進みつつあった結果と考えられる。

折しも、米国では、経済活動のグローバル化の中であって、我が国の経済的進出が米国における反トラスト勢力を弱体化させたことも一因となり、1980年代にプロパテント時代に転換することとなった。そして、知的財産制度を産業競争力強化のための重要政策の一部と捉え、その保護強化についての必要性が認識されるようになった。その後、日米間での特許紛争が目立つようになり、特許制度の世界的調和を模索する機運も高まりつつあった。

我が国では、大量の出願・審査請求とそれに起因する審査処理期間の長期化の克服が、国際調和を実現する上からも喫緊の課題として顕在化していた。さらに、1990年代のバブル崩壊以後、日本では円高や産業の空洞化とともに、WTO体制の始動やアジア地域との関係深化など経済のグローバル化が進む中、知的財産政策においても米国プロパテント政策等の影響を受け、国際的な保護強化の要請が高まりつつあった。

1. 中央省庁再編前の審議会等における検討

(1) 高度情報化社会における工業所有権情報の提供（第15-19回工業所有権審議会情報部会）

特許情報は発明の適切な保護を図るための権利情報として、また、発明の利用の促進を図るために一般に公開される最新の技術情報として重要な位置を占めており、1990年代初頭には、情報処理技術の進歩と特許庁におけるペーパーレス計画の進展に伴い、データベース化された特許情報は重要な情報資源として位置付けられるようになっていた。

ペーパーレス計画下における特許情報の提供については、既に1989年12月の工業所有権審議会情報部会において基本的方針が示され、それに沿ってCD-ROM公報の発行、Fタームの外部公開等を積極的に推進していた。また、ペーパーレス計画の進展による電子化された特許情報の順調な蓄積、情報処理・通信技術の発展、CD-ROM公報の普及等による民間企業の情報処理能力の飛躍的向上等に伴い、庁外からは、電子化された特許情報の積極的

な外部提供に対するニーズが、これまで以上に急速に高まっていた。

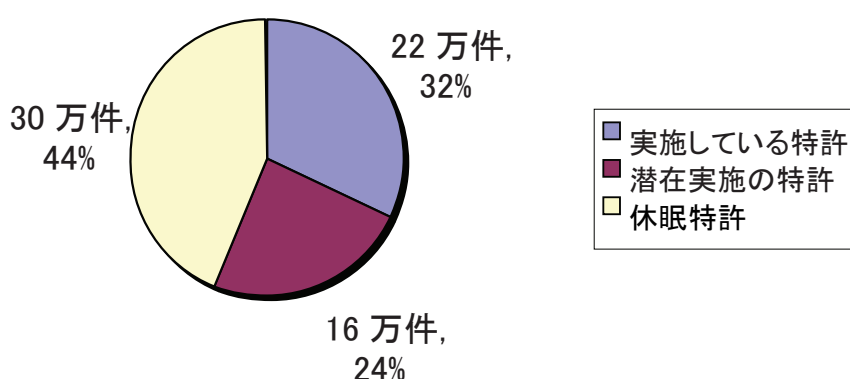
これを受けて、工業所有権審議会情報部会では、1995年9月から3回にわたり検討がなされ、1996年3月に報告書「高度情報化社会における工業所有権情報のあり方¹」が取りまとめられた。同報告書では、工業所有権情報の有効利用は工業所有権制度の円滑な運用の上で極めて重要であり、その最大限の普及を図るため、社会や技術の進展を踏まえつつ、積極的に外部に提供していくことが必要であるとした。そして、特許庁、公益部門、営利部門の各部門の取り組むべき具体的方向が提言された。

また、1997年6月には、インターネット技術の進展とその爆発的な普及を受け、インターネットの利用や、工業所有権情報の提供条件、諸外国との協力の一層の推進などを中心として、報告書「今後の工業所有権情報普及の在り方²」が取りまとめられた。

(2) 未利用特許の活用

特許庁は、1995年度、企業の特許管理のうち、特許の実施化率と未利用特許発生 of 要因に焦点を当てて分析を行い、1996年3月に未利用特許情報実態調査報告書³を取りまとめた。その結果、1995年末に現存する特許68万件のうち、実施されているのは22万件(32%)に過ぎず、実施されていない46万件のうち、防衛や自己実施を目的とする潜在実施特許が16万件(24%)、他者へ許諾してもよいと考えている休眠特許が30万件(44%)存在することが分かった。そして、未利用特許を活用するための課題について、技術取引、企業内の社内体制及び特許流通機関との連携などの観点から取りまとめ、①未利用特許の多角的利用の促進、②許諾可能な特許とニーズ情報のコーディネート必要性、③中小企業・ベンチャー企業と特許流通機関の連携強化、④未利用特許イベントの開催などを、取り組むべき方策として提言した。

【特許の実施状況（1995 年末）】



(備考) 1995 年末の特許の実施状況。

(資料) 未利用特許情報実態調査報告書から特許庁作成

¹ 「高度情報化社会における工業所有権情報の提供のあり方」(1996年3月)第17回情報部会報告書
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/jyoho01.htm>

² 「今後の工業所有権情報普及の在り方」(1997年6月18日)第19回情報部会報告書
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/dai19_toushin.pdf

³ 「未利用特許情報実態調査報告書」財団法人日本テクノマート(1996年3月)

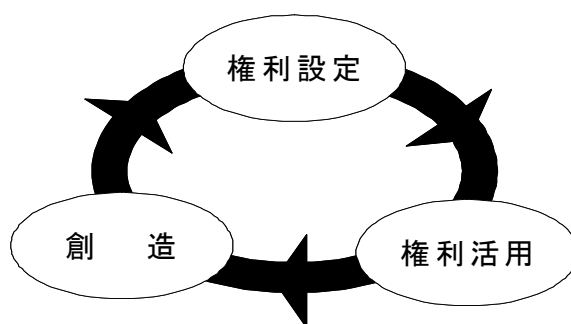
(3) プロパテント政策の胎動（21 世紀の知的財産権を考える懇談会）

特許庁は、特許庁長官の私的懇談会として「21 世紀の知的財産権を考える懇談会」を 1996 年 12 月から 5 回にわたり開催し、1997 年 4 月 7 日に報告書¹を取りまとめた。

本報告書では、①米国では、10 年以上も前から知的創造活動の成果を重要な「知的財産権」と位置付けて保護強化を図り、国際競争力強化に努めてきたこと、②国際的には、ロイヤルティ・損害賠償額の高額化に見られるように、知的財産権の価値が高まっていること、③我が国の一部の企業においても、知的財産権保護の重要性に対する意識が高まりつつあること、④我が国においては、1995 年に策定された科学技術基本計画（第 1 期）を受けて、科学技術創造立国の実現に向けた各方面における具体的な取組が進められていること、⑤我が国としては、「創造」した「科学技術」を価値ある「知的財産権」として蓄積し、活用していくこと、このため「知的財産権」についての取組を強化していく必要があることを浮き彫りにするとともに、「科学技術創造立国」を実現していくためには、「基本技術中心の研究開発」、「研究成果の権利化」、「経済財としての権利の活用」からなる「知的財産権」による「知的創造サイクル」を築き上げることが必要であるという基本理念を提唱した。

【知的創造サイクルの概要】

知的財産権は知的創造サイクルの原動力



（資料）「21 世紀の知的財産権を考える懇談会報告書～これからは日本も知的創造時代～」

そして、今後の知的財産の在り方として、3つの論点、すなわち、①知的創造時代である 21 世紀においては、知的財産権による知的創造サイクルを加速化することにより、「技術」を活用することが重要であること、②我が国が、21 世紀を切り拓いていくためには、国全体として知的財産権の価値を再認識し、それを最大限に高め、有効活用していくという「知的財産権についての意識革命」が必要であること、③今後、「情報化」、「グローバル化」の流れの中で、「情報」をそれぞれの特性に応じて、適切かつ十分な保護を行うとともに、国際調和を踏まえた知的創造活動の活性化に資する総合的な知的財産制度が求められていることから、「21 世紀の知的財産権の目指す方向」と題して、産業界、大学・

¹ 「21 世紀の知的財産権を考える懇談会報告書 ～これからは日本も知的創造時代～」(1997 年 4 月 7 日)
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/21cen.htm>

研究所、行政を始め我が国全体として、今後真剣な検討を行い、適切な取組を行うことが必要と考えられる 8 つの項目について提言を取りまとめた。

この後、この報告書で提言された項目も含め、特許庁を始め審議会や研究会など様々なレベルで、プロパテント政策の在り方について検討が進められることとなった。

＜提言＞21 世紀の知的財産権の目指す方向

1. 知的財産権の「広い保護」
 - (1) 知的財産権のサービス業への広がり
 - (2) 新領域における保護スキームの構築（ソフトウェア、データベース、バイオ等）
 - (3) 特許の権利範囲の拡大（クレーム解釈のあり方の検討）
 - (4) 特許出願の量から質への転換
2. 知的財産権の「強い保護」
 - (1) 損害賠償額の引き上げ（損害賠償額算定に係る制度の見直し）
 - (2) 紛争処理機能の充実（証拠開示手続に係る検討、裁判外紛争処理機能や知的財産権専門裁判機能の拡充等）
3. 大学・研究所の「知的財産権振興」
 - (1) リエゾン機能強化
 - (2) 知的財産権を研究活動の成果として評価
 - (3) 権利の帰属及び実施に係る制度の見直し
4. 「特許市場」の創設
 - (1) 休眠特許の活用促進
 - (2) 知的財産権の金融商品化（担保、投資等）の促進
5. 「電子特許」の実現（2005 年を目途）
 - (1) マルチメディア技術を利用した発明・意匠・商標の表現（動画、音声等）
 - (2) 「電子特許庁」の完成（インターネットによる情報提供等）
6. 「発展途上国協力」の推進
 - (1) 人材育成・情報化・審査協力の拡大
 - (2) 各国における我が国企業の権利行使支援
7. 「世界共通特許」への道
 - (1) 世界共通特許の実現（相互認証→共通特許）
 - (2) 世界をリードする日本の特許審査（審査期間の一層の短縮等）
 - (3) 日本の成果を外国に提供（電子出願の経験、日本が開発した特許検索システム等）
8. 「知的財産権政策」の国家的取り組み
 - (1) 知的財産権についての基本的な方針の策定
 - (2) 研究・研修機能の強化、知的財産権マインドの向上
 - (3) 知的財産権学科の設立

(4) 知的財産権の強い保護（第 33-34 回工業所有権審議会総会）

知的財産権の侵害に対する救済の在り方については、現行特許法等が制定された 1959（昭和 34）年以来約 40 年もの長期にわたり見直しがなされていなかったが、我が国の技術水準の急速な向上、経済活動のグローバル化の進展といった、この期間に生じた国内・国際情勢における大きな環境変化を踏まえれば、我が国の現況に最も適合したシステムと

して再構築する必要があった。

このため、工業所有権審議会法制部会の下に損害賠償等小委員会が設置され¹、1997年6月から7回にわたり、逸失利益の賠償の引上げ、侵害に対する抑止機能の強化、実施料相当額の賠償の引上げ、弁護士費用の敗訴者負担、文書提出等の訴訟手続の改善、侵害行為の早期差止め等について、知的財産権の「強い保護」を図るべく、知的財産権侵害に対する民事上の救済や刑事罰の在り方について民事、刑事等の観点から検討がなされ、1997年11月25日に報告書²が取りまとめられた。本報告書は、第34回工業所有権審議会総会（1997年12月16日）において工業所有権審議会答申として了承された。

（5）プロパテント政策の一層の深化（第35-36回工業所有権審議会総会）

世界的な市場の拡大と企業の国際競争が本格化する中、我が国は改良型の技術開発から付加価値のより高い創造的技術開発へ重点をシフトさせていくことが不可欠であった。そして、企業等の創造型技術開発のインセンティブを向上させるため、知的創造サイクルを強化・加速化すべく、権利取得の早期化、広く強く早い救済措置等を実現することが喫緊の課題であった。

このため、工業所有権審議会法制部会の下に企画小委員会が設置され³、1998年7月から6回にわたり、知的財産権の保護の在り方や、社会のグローバル化・情報化に伴う法制度の整備、手続の簡素化等について検討がなされ、1998年11月26日に報告書⁴が取りまとめられた。本報告書は、第36回工業所有権審議会総会（1998年12月14日）において工業所有権審議会答申として了承された。

本報告書では、プロパテント政策の意義とその進展について検証するとともに、プロパテント政策を強化するため、権利設定及び権利活用（権利侵害の場合の救済措置等）に重点を置き、知的創造サイクルのプロセス全体の更なる強化・加速化を図るべく、3つの観点から具体的方策について提言を行うとともに、科学技術創造立国を実現するには、産業界、大学、行政、司法を始め各分野における知的財産制度の戦略的活用に対する意識改革が不可欠であるとした。

- ・「権利取得の早期化」として、審査請求期間を7年から3年に短縮、異議申立及び無効審判における訂正請求の見直し等。
- ・「広く強く早い救済措置の実現」として、文書提出義務の有無について裁判官のみで判断するインカメラ手続の導入⁵等といった侵害行為の立証の容易化、損害やその額の立証容易化、刑事罰の強化、判定制度の強化、特許裁判の抜本的機能強化、申請による早期出願公開制度の導入、裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換等。

¹ 第33回工業所有権審議会総会（1997年4月24日）で設置。

² 「工業所有権審議会損害賠償等小委員会報告書―知的財産権の強い保護―」（1997年11月25日）
<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/toushintou/pdf/kouson1.pdf>

³ 第35回工業所有権審議会総会（1998年6月2日）で設置。

⁴ 「工業所有権審議会企画小委員会報告書～プロパテント政策の一層の深化に向けて～」（1998年11月26日）
http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/toushintou/kikaku06_1.htm

⁵ 第7章第1節1.（2）参照。

- ・ 知的創造の加速化のための環境整備に向けた具体的方策として、公知公用の地域的基準の見直し（世界に拡大）や、新規性阻却事由の拡大（インターネット情報）等といった情報化への対応等。

（6）21 世紀の工業所有権制度の国際調和（第 37 回工業所有権審議会総会）

2000 年の世界貿易機関（WTO）自由化交渉における知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の見直しを始めとして、工業所有権制度の国際調和の在り方について検討するため、工業所有権審議会国際部会¹が 1999 年 1 月から 3 月にかけて 3 回にわたり開催され、報告書²が取りまとめられた。本報告書は、第 37 回工業所有権審議会総会（1999 年 6 月 9 日）で報告された。

本報告書では、透明性の高い国際保護ルール確立、技術革新によりもたらされる新たな社会への適切な対応、知的財産権が尊重される国際的事業環境の整備の 3 点を基本的課題として提示し、これらを克服するため、二国間交渉のほか、WTO 次期ラウンド及び世界知的所有権機関（WIPO）等における多国間交渉等での制度調和に向けた積極的な取組を図るよう提言した。具体的には、先発明主義、公開制度欠如、再審査制度、優先権の効果の制限（ヒルマードクトリン）という米国特許制度に特異な事項や、発明公表後の出願猶予制度（グレースピリオド制度）、行政遅延による特許期間の延長の考え方など国際的に相違する事項に関し、我が国は欧米諸国と協調しつつ、これらの事項に焦点を当てた制度調和の必要性を訴えていく必要があるとした。そして、日米欧を中心に相互承認に向けた動きが活発化してきており、相互承認に向け制度運用の国際調和を図ることにより、世界特許システムの構築に取り組むべきとした。

（7）21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会

弁理士は、我が国の知的財産制度の黎明期より、工業所有権に関する専門家としてその保護・活用を通じて我が国の産業発展に寄与してきた。21 世紀の知的創造時代においても、弁理士は知的財産権分野の専門サービスの中心的な存在として、「知的創造サイクル」の構築の一翼を担い、企業等のグローバルな戦略的事業展開を支援するために担うべき役割は増大するものと予想されていた。他方、資格制度の見直しを含めた規制緩和推進が我が国の重要な政策課題となっており、弁理士制度においても、これに対応した見直しも求められていた。

このため、特許庁総務部長の私的懇談会として、「21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」を設置し、1998 年 4 月 21 日から 10 回にわたり、知的財産権分野での専門サービスに対する 21 世紀の顧客ニーズについて分析するとともに、弁理士に求められる資質の確保・養成、弁理士事務所の経営体制の革新、弁理士の義務・倫理の見直し、弁理士会の

¹ 第 36 回工業所有権審議会総会で開催が決定された（1998 年 12 月 14 日）。

² 「工業所有権審議会国際部会報告書」（1999 年 4 月 14 日）

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/link414.htm>

機能強化等について検討がなされ、1999 年 3 月 25 日に報告書¹と提言「21 世紀の弁理士制度の目指す方向」が取りまとめられた。

(8) 知的財産の戦略的活用に向けて（第 38 回工業所有権審議会総会）

知的創造サイクルを円滑に回転させるには、権利取得面から権利活用面（契約、交渉、コンサルティング等）まで広がりのある知的財産専門サービスをできる限り一貫して提供していくことが求められ、また、知的財産法務サービスへのニーズの拡大、知的財産訴訟の増大傾向、特許流通や知的財産担保融資の拡充等を背景として、知的財産専門サービスへの需要は急速に増加していくことが予想された。

このため、1999 年 3 月 25 日に取りまとめられた 21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会報告書とその提言を踏まえつつ、知的財産専門サービス小委員会²では、1999 年 7 月から 12 月 9 日にかけて 7 回にわたり、知的財産の活用を可能とする市場整備や知的財産専門サービスの在り方を中心に、知的財産の戦略的な活用を図るための仕組みづくりについて幅広く検討がなされ、報告書³が取りまとめられた。本報告書は、直ちにに取り組むべき課題として、代理業務の範囲の見直し、弁理士試験制度の改革、弁理士事務所の法人化等を含む弁理士法の改正や、裁判外紛争処理制度の充実化等を提言するとともに、今後の検討課題として、特許裁判の機能充実・強化、仲裁法制の見直し、弁理士の知的財産関連の侵害訴訟における訴訟代理等を提言した。直ちにに取り組むべき課題とされた、弁理士法の改正等についての提言については、第 38 回工業所有権審議会総会（1999 年 12 月 22 日）で答申として了承された。

(9) これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会

2000 年 4 月、約 80 年ぶりに弁理士法の全面改正が行われ、知的財産専門サービスの中核を担う弁理士について、ライセンス契約での仲介・代理を含む業務範囲の拡大が図られた。また、弁理士試験制度の改革により、弁理士数の増加が図られることとなった。さらに、知的財産紛争の迅速な解決を図るという面では、2001 年 6 月 12 日に取りまとめられた司法制度改革審議会⁴の意見書において、特許権等侵害訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与、法曹の専門性の強化等が提言された。

このような状況を踏まえ、特許庁長官の私的懇談会として「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」が設置され、2000 年 7 月 19 日から 2001 年 6 月 18 日にか

¹ 「21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会報告書」（1999 年 3 月 25 日）

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/index.htm>

本報告書は、第 37 回工業所有権審議会総会（1999 年 6 月 9 日）で報告された。

² 第 37 回工業所有権審議会総会（1999 年 6 月 9 日）で法制部会の下に設置された。

³ 「工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会報告書 ―知的財産の戦略的活用に向けて―」（1999 年 12 月 9 日） <http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/Rs1.htm>

⁴ 司法制度改革審議会は、21 世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、1999 年 7 月 27 日に内閣に設けられた審議会。2001 年 6 月 12 日に意見書を提出した。

け8回にわたり、知的財産分野の研修についての基本的な考え方や、知的財産分野における人的基盤を充実・強化するための観点から研修のあり方について、国と民間の役割等の観点から幅広く検討され、報告書¹が取りまとめられた。

(10) 産業競争力と知的財産を考える研究会

我が国の産業競争力の低下に対する懸念を踏まえ、技術開発、IT政策、司法制度改革等の動向を考慮しつつ、我が国産業の競争力強化の観点から知的財産政策の在り方を検討するために、2001年10月19日に、経済産業政策局長及び特許庁長官の私的懇談会として、「産業競争力と知的財産を考える研究会」が設置され、また、知的財産には専門的な検討を要する事項が多いことから、「産業競争力強化のための知的財産の価値の戦略的最大化」、「大学、ベンチャー・中小企業が利用しやすい知的財産制度」、「海外における競争力確保」の3つの課題のそれぞれに関してより詳細な検討を行うために、3つのワーキンググループが設置された。

研究会は計6回、また、ワーキンググループは、それぞれ9回ずつ開催され、多岐の論点にわたり精力的かつ集中的な討議が行われ、2002年6月5日に報告書²が取りまとめられた。

その提言内容は、知的財産戦略大綱にも取り込まれ、知的財産に関する国家戦略の策定に大きく影響を与えた。

- ・ 知的創造時代を担う人的基盤を構築するため、知的財産教育の支援策を充実することで知的財産意識を啓発するとともに、法科大学院において知的財産に強い専門家が養成できるよう大学院の設置基準等を定めるべきとした。また、職務発明制度の在り方を再検討すべきとした。
- ・ 国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの知的財産を創出し蓄積するため、日本版バイドール条項を徹底するとともに、国立大学法人化を契機に発明の機関帰属化を進め、大学等における弁理士費用、外国出願のための翻訳費用等の手当を充実すべきであるとした。また、タンパク質立体構造関連の発明や細胞処理方法に関する発明等のライフサイエンス発明促進に向けた審査基準等を整備すべきであるとした。さらに、タイムリーな特許情報を提供すべく、先端技術4分野を含む重点8分野の特許について、米国、欧州における登録件数の公表も含め、より充実した情報発信を開始すべきであるとした。
- ・ 知的財産を核とした企業戦略のための基盤を整備するため、知的財産への戦略的対応を確立すべく参考となるべき指針を作成すべきとされた。また、特許審査の平均審査期間が2年となるよう特許庁の審査体制を整備するとともに、異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度の在り方、審判と審決取消訴訟との関係等について審判制度を改

¹ 「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会 報告書」(2001年6月18日)
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/houkoku_20010618.htm
本報告書は、産業構造審議会第2回知的財産政策部会(2001年12月3日)で報告された。

² 「産業競争力と知的財産を考える研究会」報告書(2002年6月5日)
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20605ej.pdf>

革すべきとした。さらに、証拠収集手続の拡充、ライセンス契約の保護、知的財産の証券化・信託制度の在り方について提言がなされた。

- ・海外における知的財産権の保護を強化するため、「国際知的財産保護フォーラム¹」を権利侵害対策の中核的組織と位置づけ、官民一体となって権利侵害国への働きかけを強化すべきとした。また、我が国の水際措置の強化について関係省庁間で検討を行い、現行制度・運用の改善策について所用の措置を講ずるべきとした。

2. 中央省庁再編後の審議会等における検討

(1) 産業構造審議会²知的財産政策部会の設置

2001 年 1 月の中央省庁再編によって、審議会が基本的政策型審議会と法施行型審議会とに整理合理化されたことに伴い、産業構造審議会の下部組織として知的財産政策部会が設置されることとなり、工業所有権審議会の産業財産権に関する政策審議機能（特許・商標等の工業所有権制度の在り方、不正競争の防止等、知的財産政策について調査審議する機能）が引き継がれることとなった。

(2) 産業構造審議会第 1-2 回知的財産政策部会

2001 年 5 月 11 日に開催された第 1 回知的財産政策部会では、「知恵の時代」である 21 世紀における「知的創造サイクル」活性化に向けて政府として取り組むべき知的財産政策の課題³（（i）先端技術分野における知的財産政策、（ii）迅速かつ利用しやすい知的財産紛争解決制度の実現、（iii）国際的な出願の増大等への対応）について審議され、この課題から抽出された「当面の検討事項」について検討するため法制小委員会を設置することとした。

2001 年 12 月 3 日に開催された第 2 回知的財産政策部会では、①法制小委員会報告書、②弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与、③知的財産制度の国際的動向について審議された。

①法制小委員会報告書について

法制小委員会では、2001 年 5 月 25 日から 10 月 12 日にかけて 7 回にわたり、IT 化社会への特許法・商標法の対応、先行技術開示制度の導入等について検討がなされ、報告書⁴が取

¹ 民間 141 団体・企業が参加し、権利侵害品対策の中核的組織として 2002 年 4 月 16 日に発足した。

² 産業構造審議会は、経済産業省設置法第 7 条により設置された機関であり、経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項を調査審議する。産業構造審議会の議事要旨、配付資料、議事録は、以下の URL で参照できる。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm

³ 知的財産政策の課題と当面の検討事項

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/dailsanko_paper.htm

⁴ 法制小委員会報告書（2001 年 12 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/1-3hosei_houkoku.pdf

りまとめられた。本報告書では、(i) 発明の実施行為規定の改正（プログラム自体に特許法による保護が及ぶことを明確化する等）、(ii) ソフトウェア関連発明の拡大と間接侵害、(iii) 商標の使用行為規定の改正、(iv) 先行技術開示制度の導入、(v) 特許請求の範囲の明細書からの分離、(vi) PCT 出願における国内書面提出期間の延長等について提言された。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与について

司法制度改革審議会意見書（2001 年 6 月 12 日）の提言¹、「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」の提言（2001 年 6 月 18 日）を受け、能力担保措置について更なる詳細な検討を行うため、2001 年 8 月 31 日に、特許庁総務部長の私的懇談会である「能力担保措置ワーキンググループ」で報告書²が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③知的財産制度をめぐる国際的動向について

知的財産権をめぐる国際的な動向について、各国特許庁での業務量（ワークロード）の増大から特許取得までの期間の長期化や審査の質が低下するといった問題が生じるおそれがあったため、主に特許制度実体調和、特許協力条約リフォーム、二国間・多国間の協力が必要であることについて審議された。また、WTO ドーハ閣僚宣言（TRIPS 関連）、模倣品等権利侵害品への取組、修正実体審査や他国庁の審査結果の利用促進についても審議された。

（3）産業構造審議会第 3-4 回知的財産政策部会

2002 年 7 月 10 日に開催された第 3 回知的財産政策部会では、(i) 知的財産をめぐる最近の動向（知的財産戦略会議、知的財産戦略大綱）、(ii) 各小委員会³の活動予定、(iii) 知的財産をめぐる国際的動向（特許審査のサーチ結果等の相互利用に関する日米合意、日シンガポール修正実体審査、国際知的財産保護フォーラムの設置など）について審議がなされた。

2003 年 2 月 18 日に開催された第 4 回知的財産政策部会では、①特許制度小委員会中間取りまとめ、②紛争処理小委員会報告書、③不正競争防止小委員会報告書、④経営・市場環境小委員会の検討状況について審議された。

①特許制度小委員会中間取りまとめについて

特許制度小委員会では、2002 年から 5 回にわたり、知的財産戦略大綱や知的財産基本法で定められた、迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた特許制度の在り方について検討し、

¹ 司法制度改革審議会意見書の「7. 隣接法律専門職種の活用等」参照。

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>

² 第 2 回知的財産政策部会は、同報告書を同部会の決議とすることを了承した。

³ 「特許制度小委員会」、「経営・市場環境小委員会」を設置することが了承された。

2003 年 1 月に中間取りまとめ¹を策定した。本中間取りまとめには、特許法等の改正を伴う事項の検討状況について重点的に盛り込まれた²。

本中間取りまとめでは、特許審査体制の整備と制度・運用の充実の観点から、(i) 特許審査体制の強化（特許審査官の増員、先行技術調査のアウトソーシングの拡充、審査補助職員の活用）、(ii) 先端技術分野における創造的な技術革新の促進、(iii) ユーザーニーズに対応した早期の権利付与（早期審査制度の活用促進）、(iv) 国際的な権利取得の円滑化（出願の単一性要件の国際的調和、明細書の記載要件の明確化、国際的な審査協力）について提言がなされた。

また、知的財産管理の強化に向けた企業の実践の促進の観点から、(i) 企業における戦略的な知的財産の取得・管理、(ii) 出願・審査請求構造改革への取組（企業行動変革への対応、料金体系の見直し、中小・ベンチャー企業や大学への支援拡充、審査請求料の一部返還制度の導入）について提言がなされた。本中間取りまとめは知的財産政策部会の答申とされた。

②紛争処理小委員会報告書について

紛争処理小委員会では、2002 年 5 月から 6 回にわたり、審判制度を中心とした産業財産権に関する紛争処理制度の在り方について、特許権等の有効性を争う紛争処理制度（異議申立制度と無効審判制度）の一本化や、審判制度と審決取消訴訟・侵害訴訟との連携の在り方（審決取消訴訟係属中の訂正機会の適正化）について検討がなされ、2003 年 2 月に紛争処理制度小委員会報告書³が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③不正競争防止小委員会報告書について

不正競争防止小委員会では、2002 年 6 月 26 日から 7 回にわたり、不正競争防止法に関し、訴訟における原告の民事的保護の強化、営業秘密の刑事的保護、ネットワーク化への対応及び訴訟上の営業秘密の保護強化について検討を行い、2003 年 2 月 7 日に報告書⁴が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

④経営・市場環境小委員会の検討状況について

経営・市場環境小委員会では、2002 年 10 月 8 日から 3 回にわたり、知的財産を核とした企業戦略のための「参考となるべき指針」について検討がなされ、2002 年 1 月 30 日に

¹ 「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について 中間とりまとめ」（2003 年 1 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_4_p3.pdf

² 法改正以外の特許審査体制整備や予算措置等の事項については、2003 年 7 月に策定された「特許戦略計画」に盛り込まれることとなった。

³ 「産業財産権をめぐる紛争の迅速かつ合理的な解決に向けて」（2003 年 2 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/fun_report.pdf

なお、第 6 回委員会は、2002 年 10 月 25 日に開催された。

⁴ 「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2003 年 2 月 7 日）

<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0001391/0001.html>

営業秘密管理指針¹が策定され、知的財産取得・管理指針、技術流出防止指針については案²が報告された。

(4) 特許戦略計画³の策定

特許制度小委員会は、2003年3月18日から4回⁴にわたり、知的財産戦略大綱において求められた目標⁵を達成するための具体的方策について検討し、「特許戦略計画」を策定した。

本計画では、知的財産戦略大綱で示された目標を達成するために必要な体制の在り方について定量的な分析を行い、審査官の増員や審査補助職員の活用、先行技術調査のアウトソーシングの拡充等による特許庁の体制整備と、企業による審査請求構造改革の支援、すなわち、特許関連料金の改定⁶や審査請求料返還制度の導入を通じて、特許制度ができる限り効率的に運用されるよう、制度利用者の協力を促すことが必要であると指摘された。

そして、知的創造サイクルを支える基盤である企業や大学等が戦略的な特許取得をすることができるよう、特許制度は幅広い要請にこたえることが必要であり、このため、先端技術分野における発明の保護の在り方を研究開発等の動向に合わせて適時に見直すとともに、特許制度やその運用の国際的な調和を推進するなどの取組が必要であるとされた。

さらに、知的財産戦略大綱で示された「2006年度以降、世界最高水準の迅速・的確な特許審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める」との将来的な目標を達成するためには、審査順番待ち件数の急増に対応した特別措置として検討すべき課題について整理し、さらに検討を進めるべきと指摘された。

(5) 産業構造審議会第5回知的財産政策部会

2004年1月29日に開催され、①職務発明制度の在り方、②世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現、③実用新案制度の魅力向上等について審議がなされた。

①職務発明制度の在り方

特許制度小委員会では、第1回、第4回から第5回、第7回から第9回、第11回から第

¹ 「営業秘密管理指針」(2003年1月30日)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g30314b02j.pdf>

² 知的財産取得・管理指針、技術流出防止指針については、その後の2003年3月14日の第4回経営・市場環境小委員会で策定された。

「知的財産の取得・管理指針」(2003年3月14日)

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003799/0/030314syutokukanri.pdf>

「技術流出防止指針～意図せざる技術流出の防止のために～」(2003年3月14日)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g30314b03j.pdf>

³ 「特許戦略計画」(2003年7月8日)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/patent_plan.htm

⁴ 第7回、第8回、第10回、第11回の特許制度小委員会。第11回に取りまとめ。

⁵ 「2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。」「2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。」

⁶ 第3章第2節2.参照。出願手数料減額、審査請求手数料2倍、特許料半額とした。

15 回の 11 回にわたり、職務発明制度の在り方について検討がなされ、企業における実態、従業者層の意識、各国の制度・実態等の調査と、制度改正の是非及び改正する場合にはその方向性について、報告書「職務発明制度の在り方について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて

2003 年度の特許制度小委員会での議論を踏まえ、第 156 回通常国会において「特許法等の一部を改正する法律案」が成立し、特許関係料金体系の見直しを始めとした制度が改正された。2004 年度予算案でも 98 名の任期付審査官を盛り込むなど、迅速・的確な特許審査の実現に向けた環境が現実のものとして整いつつあった。

特許制度小委員会では、「特許戦略計画」、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」及び先の国会の附帯決議等を踏まえつつ、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」で定められた世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた総合施策について検討を行うため、2003 年 5 月 12 日に特許戦略ワーキンググループを設置し、2003 年 9 月 2 日から 6 回にわたり検討がなされ、2004 年 1 月 20 日に中間取りまとめ「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて²⁾」が取りまとめられた。本中間取りまとめは知的財産政策部会の答申とされた。

③実用新案制度の魅力向上に向けて

実用新案制度ワーキンググループ³⁾では、2003 年 7 月 1 日から 5 回にわたり、(i) 存続期間の延長、(ii) 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入、(iii) 訂正の許容範囲の拡大、(iv) 料金改定等について検討がなされ、2003 年 12 月 2 日に報告書「実用新案制度の魅力向上に向けて⁴⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

(6) 産業構造審議会第 6 回知的財産政策部会

2005 年 2 月 23 日に開催され、①不正競争防止法の見直し、②地域ブランドの保護制度の在り方、③医療関連行為の特許保護の在り方について審議された。

①不正競争防止法の見直しの方向性

不正競争防止小委員会では、2004 年 10 月から 4 回にわたり、営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策のための実効的な手段について検討がなされ、2005 年 1 月 21 日に報告

¹⁾ 「職務発明制度の在り方について」(2003 年 12 月 18 日)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/toushintou/pdf/patent_houkoku/houkoku.pdf

²⁾ 「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」(2004 年 1 月)

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai05/paper07.pdf>

³⁾ 特許制度小委員会は、実用新案制度の在り方について集中的に審議を行うため、2003 年 5 月 12 日に実用新案制度ワーキンググループを設置した。

⁴⁾ 「実用新案制度の魅力向上に向けて」(2004 年 1 月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/toushintou/pdf/um_wg_report/utility_model_wg.pdf

書「不正競争防止法の見直しの方向性について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②地域ブランドの保護制度の在り方

商標制度小委員会では、2004年10月5日から4回にわたり、知的財産推進計画2004及び新産業創造戦略で定められた地域ブランドの保護制度の在り方について、a. 登録のための主たる要件、b. 登録の主体の要件、c. 商標権の効力、d. 異議申立、無効審判及び取消審判の観点から検討がなされ、報告書「地域ブランドの商標法における保護の在り方について²⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③医療関連行為の特許保護の在り方

知的財産戦略本部のもとに設置された医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会における「医療関連行為の特許保護の在り方について（とりまとめ）」を受け、特許審査基準を改訂・整備し、2005年4月上旬に公表するとともに改訂審査基準の運用開始後の実態を注視していく旨報告された。

(7) 産業構造審議会第7回知的財産政策部会

2006年2月15日に開催され、①意匠制度の在り方、②特許制度の在り方、③商標制度の在り方、④特許審査迅速化・効率化のための行動計画について審議された。

①意匠制度の在り方

意匠制度小委員会では、2004年9月15日から2006年1月25日にかけて7回にわたり、製品の付加価値の源泉となるデザインを保護するため、a. 意匠権の強化（権利期間の延長や刑事罰の強化等）、b. 意匠権の効力範囲の拡大（「輸出」等の追加、類似の範囲の明確化、税関における部品の取り外し等）、c. 意匠権の保護対象の拡大（画面デザイン）、d. 意匠制度の枠組みの在り方（無審査登録制度の導入によるダブルトラック化）、e. 意匠登録手続の見直し・利便性の向上（関連意匠制度の見直し、部品及び部分意匠の保護の在り方を見直し、秘密意匠制度の手続見直し等）について検討がなされ、報告書「意匠制度の在り方について³⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②特許制度の在り方

特許制度小委員会では、2005年10月31日から2006年2月2日にかけて5回（第19-23回）にわたり、「知的財産推進計画2005」で挙げられた分割出願制度・補正制度の見直し、

¹⁾ 「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2005年1月）

<http://www.meti.go.jp/press/20050121001/050121fusei.pdf>

²⁾ 「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」（2005年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/c_brand_houkoku/houkoku.pdf

³⁾ 「意匠制度の在り方について」（2006年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/i_p_t_arikata/ishou.pdf

特許権侵害への対応の強化、先使用権制度の在り方、特許制度の利便性の向上（外国語書面出願の翻訳文提出期間、拒絶理由通知の応答期間等）、特許制度の判定制度と ADR 機関との適切な役割分担等について検討がなされ、報告書「特許制度の在り方について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③商標制度の在り方

商標制度小委員会では、2003 年 6 月 26 日から 2006 年 1 月 31 日にかけて 17 回（第 1-17 回）にわたり、a. 小売業等の商標の保護の在り方、b. 権利侵害行為への「輸出」の追加、c. 刑事罰の強化、d. 著名商標の保護の在り方、e. 審査の在り方等について検討がなされ、報告書「商標制度の在り方について²⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

④「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」について

特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：経済産業大臣）が、2006 年 1 月 17 日に策定した「特許審査迅速化・効率化のための行動計画³⁾」について、報告がなされた。

(8) 産業構造審議会第 8 回知的財産政策部会

2006 年 6 月 16 日に開催され、各小委員会の中間取りまとめ、報告書、検討状況について報告とそれについての審議がなされた。

①特許審査迅速化に向けた最近の取組について（報告）

「知的財産推進計画 2006 と平成 18 年度実施計画」及び「新経済成長戦略」について報告された。さらに、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画の取組状況」について報告された。

②先使用権制度の円滑な活用に向けて

2005 年度の特許制度小委員会（第 20-23 回）において、先使用権制度の在り方について検討された。その結果、ガイドライン（事例集）を作成することで、先使用権制度の明確化、先使用権の立証手段の具体化を図り、先使用権制度のより円滑な利用を推進することが必要との答申が出された。特許庁は、この答申を受け、判例、通説や企業の実態等を参考に数次にわたる委員会での議論の結果を踏まえて、ガイドライン「先使用権制度の円滑

¹⁾ 「特許制度の在り方について」（2006 年 2 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/i_p_t_arikata/tokkyo.pdf

²⁾ 「商標制度の在り方について」（2006 年 2 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/i_p_t_arikata/shouhyou.pdf

³⁾ 「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」（2006 年 1 月 17 日）

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/jinsokuka_patent.htm

な活用に向けて¹⁾」を作成した。

③発明の進歩性判断に関する検討について

国内外における進歩性をめぐる問題意識の高まりから、産業界、弁理士会、審判官をメンバーとする検討会を開催し、技術分野ごとの技術常識、技術水準を踏まえた進歩性判断の手法の問題点について、個別事件に基づく事例研究を行うことが報告された。

(9) 産業構造審議会第9回知的財産政策部会

2007年1月19日に開催され、各小委員会の中間取りまとめ、報告書、検討状況について報告とそれについての審議がなされた。

①弁理士制度の見直しの方向性

2000年に弁理士法の全面改正が行われ、2001年1月6日に施行された。同法附則第13条で、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、改正弁理士法の施行状況をみつつ、見直しの必要性を含め検討することとなった。

このため、産業構造審議会知的財産政策部会の下に弁理士制度小委員会を設置し、2006年4月21日から2006年12月13日にかけて6回にわたり、a. 弁理士の資質の向上及び量的拡大と責任の明確化（研修制度、試験制度、懲戒制度）、b. 知的財産権に関する専門職としての多様なユーザーニーズへの対応（弁理士法に規定する業務、情報公開の在り方、特許業務法人）、c. その他（知的財産部門の分社化、利益相反規定）等について幅広い観点から検討がなされ、報告書「弁理士制度の見直しの方向性について²⁾」が取りまとめられた。本報告書は同部会の報告書とすることが了承された。

②ライセンシー保護制度の在り方

ライセンスの対象となった特許発明又は登録実用新案を活用した事業を安心して継続できる制度を用意することは、特許権又は実用新案権の活用の制度的インフラ整備として重要な意義を有しており、また、ライセンス契約に基づく研究開発及び事業展開の安全を確保する制度を整え、こうした研究開発や事業展開に伴うリスクを低減させることは、企業の研究開発活動を促進させて我が国の国際競争力を維持・発展させるために必要不可欠であった。

このため、流通・流動化小委員会では、2006年5月29日から2007年1月17日にかけて3回にわたり、ライセンシー保護のための方策及びその制度設計について、a. ライセンサー

¹ 「先使用権制度の円滑な活用に向けて一戦略的なノウハウ管理のために―」（2006年6月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf

² 「弁理士制度の見直しの方向性について」（2007年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/benrisi_seido/01.pdf

の破産や特許権等の譲渡に備えてライセンス関係を第三者に対抗できる仕組み、b. 包括的ライセンス契約単位で通常実施権を登録し、かつ、登録内容の一部を非開示とする制度の創設等の観点から検討がなされ、報告書「ライセンシー保護制度の在り方について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書を同部会の報告書とすることについて了承された。

③イノベーション促進のための特許審査改革加速プランについて

特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：経済産業大臣）が、特許迅速化・効率化のための行動計画（2006年1月に策定）の進捗状況、「経済成長戦略大綱」等を踏まえつつ、2006年10月19日に策定した「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン²⁾」について、報告がなされた。

(10) 産業構造審議会第10回知的財産政策部会

2007年4月4日に開催され、イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007、知財戦略事例集、発明の進歩性判断についての報告書等について審議がなされた。

①イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007

「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」の数値目標を改定するとともに、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」の重点施策を深化・発展させ、両者を一体的に取りまとめて、2007年1月25日に、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007³⁾」（4分野、26項目）を策定した。

重点4分野は、a. グローバルな権利取得の促進と知的財産保護の強化、b. 特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組、c. 企業における戦略的な知的財産管理の促進、d. 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援の強化から構成された。

②戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉

「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」を受け、各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、それを具体的に実行するに当たり考慮すべき観点や留意点を示すことを目的とした事例集⁴⁾を策定した。

¹⁾ 「ライセンシー保護の在り方について」（2007年1月）

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70123a04j.pdf>

²⁾ 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」（2006年10月19日）

<http://www.meti.go.jp/press/20061020001/innovation-press-release.pdf>

³⁾ 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」（2007年1月25日）

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoku_2-2.pdf

⁴⁾ 「戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」（2007年4月）

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/chiteki_keieiryoku/01.pdf

③発明の進歩性判断について

「発明の進歩性判断に関する検討結果について¹」「進歩性検討会報告書²」及び「進歩性等に関する各国運用等の調査研究報告書³」について報告された。

(11) 産業構造審議会第 11-12 回知的財産政策部会

2007 年 10 月 24 日に開催された第 11 回知的財産政策部会において、①通常実施権等の登録制度の見直し、②ユーザーフレンドリーな審判制度の在り方の見直し、③特許関係料金の見直し、④特許料等手数料納付の口座振替制度の導入、⑤優先権書類の電子的交換、⑥パリ優先権の基礎出願の審査の早期着手等について問題提起がなされ、2008 年 1 月 24 日に開催された第 12 回知的財産政策部会において、その間に開催された各小委員会の取りまとめや検討について審議がなされた。

①特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直し

知的財産ビジネスの多様化や企業再編（M&A）の活発化に伴い、特許権等の移転が増加しており産業財産権の流動性が高まっていた。また、企業における「選択と集中」、パテントプール等のライセンスビジネスの多様化、大学や TLO での知的財産活動の活性化等を背景としてライセンス活動はさらに拡大しつつあった。このような状況において、特許権等が移転した場合でも従前のライセンスに基づく事業継続を保護するため、通常実施権等の登録制度の見直しが求められた。

このため、特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループでは、2007 年 7 月 26 日から 12 月 13 日にかけて 5 回にわたり、a. 出願段階における登録制度の創設、b. 通常実施権等登録制度の活用に向けた見直しについて検討がなされ、報告書「特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直しについて⁴」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の報告書として了承された。

②不服審判請求期間の見直し

特許審査における処理の迅速化に伴い拒絶査定や拒絶査定不服審判請求の件数が急増し、制度利用者からは、現行の審判請求期間（30 日）では審判請求の可否を判断するための検討期間としては短いとの指摘があった。

このため、拒絶査定不服審判の請求期間や明細書、「請求の理由」の補正時期等について見直しを行うとともに、意匠や商標の拒絶査定不服審判等についても、同じく手続保障の

¹ 「発明の進歩性判断に関する検討結果について」（2007 年 3 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoutou_7-1.pdf

² 「進歩性検討会報告書」（2007 年 3 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoutou_7-2.pdf

³ 「進歩性等に関する各国運用等の調査研究報告書」（2007 年 3 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoutou_7-3.pdf

⁴ 「特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直しについて」（2008 年 1 月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou01-1.pdf

観点から審判請求期間の見直しを行った¹。

③特許関係料金の見直しについて

研究開発費増大に伴い研究開発コスト回収の必要性が増大し、ブランド等無形資産の経済価値が高まっており、10年目以降の特許料、商標更新登録料を中心に料金引下げに対する企業ニーズが大きくなっていた。また、当時の料金体系下で、特許特別会計の中長期的な収支見直しを行ったところ、特許料収入増加に伴う収入増、新システム導入による機械化経費の削減に伴う支出減により、収入が支出を上回る見込みが予測された。

このため、特許部門では、中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引下げを含む特許料及び出願手数料の引下げ、商標部門では、更新登録料の重点的な引下げを含む全体的な料金の引下げについて、それぞれ検討を行った²。

④特許料等手数料納付の口座振替制度の導入について

2005年10月から開始された電子決済インフラを用いた電子現金納付（インターネットバンキング）に加え、2007年2月に日本マルチペイメントネットワーク運営機構が主体となって電子決済インフラの整備が進んだことから、口座振替制度やクレジット決済の導入について検討を行った³。

⑤優先権書類の電子的交換について

世界全体における出願人の手続の簡素化や手続費用の低減及び各国特許庁における事務処理負担の軽減という観点から、既存の二国間優先権書類交換システム（日米欧韓特許庁間）に加え、多国間の枠組みである優先権書類デジタル・アクセス・サービス（DAS）⁴の実現により優先権書類の電子的交換の対象国を拡大することとした。さらに、優先権書類の取得元を優先権書類の発行国に限定せず、優先権書類を電子的に保持していると出願人が宣言した第三国及び機関も対象とすることとした⁵。

⑥パリ優先権の基礎出願の審査の早期着手について

世界の主要特許庁（日米欧中韓）でのワークシェアリングを進めるため、出願を最初に受けた第1庁のサーチ・審査結果を、他の庁が有効に利用する枠組み作りを進めていくことが重要であるとの共通認識が形成されていたことから、新しいワークシェアリングの取

¹ 「拒絶査定不服審判の請求期間等の適正化について」（2008年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou02.pdf

² 「特許関係料金の見直しについて」（2008年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou03.pdf

³ 「特許料等手数料納付の口座振替制度導入について」（2008年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou04.pdf

⁴ WIPO国際事務局を介して世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組み。

⁵ 「国際的なワークシェアリングのための情報ネットワーク基盤整備～優先権書類の電子的交換の対象国拡大～」 http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou05.pdf

組として、優先権基礎出願の早期審査着手（JP-FIRST）について検討した¹。

（12）イノベーションと知財政策に関する研究会

特許庁では、1997年に「21世紀の知的財産権を考える懇談会」を開催して「プロパテント政策」を打ち出してから、一貫してプロパテント政策を強力に推し進めてきた。しかし、近年の知的財産制度を取り巻く環境は、オープンイノベーションの進展などを背景として変化してきており、米国や欧州においても知的財産政策の在り方についての様々な議論²がなされてきた。

このような状況において、我が国知的財産政策の今後の在り方（将来像）について、プロパテント政策の基本理念のもとイノベーションを促進する観点から幅広く検討するため、2007年12月18日に、特許庁長官の私的懇談会として「イノベーションと知財政策に関する研究会」を設置した。

本研究会は、2007年12月18日から2008年6月30日にかけて3回にわたり開催され、また、その間、実務的な論点についての議論を行うためのワーキンググループが3回にわたり開催され、報告書³が取りまとめられた。

そして、知的財産制度を取り巻く環境の変化に対応した新たなプロイノベーションの知的財産システムの構築に向けて、持続可能な世界特許システムの実現、特許システムの不確実性の低減、イノベーション促進のためのインフラ整備という3つの観点から13の政策提言がなされた。

（13）特許制度研究会

知的財産の保護強化に向けたこれまでの取組を踏まえつつ、知的財産を取り巻く環境変化に伴い直面している課題に適切に対応するためには、従来のプロパテントの姿勢を維持しつつも、我が国の政策が世界に及ぼす影響や諸外国との制度・運用の調和に留意し、イノベーションがより促進されるような知的財産制度を設計することが求められている。

このような認識のもと、特許制度の在り方について検討し論点整理を行うべく、2009年1月26日、特許庁長官の私的研究会として「特許制度研究会」を設置した。

本研究会は、2009年1月26日から12月4日にかけて9回にわたり開催され、報告書⁴が取りまとめられた。

¹ 「新しいワークシェアリングの取組～優先権基礎出願の早期着手（JP-FIRST）～」

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryou06.pdf

² 米国では、FTC（連邦取引委員会）による提言（2003年10月）やNAS（全米科学アカデミー）による提言（2004年4月）がなされた。欧州では、欧州委員会による欧州特許ビジョン（2007年4月）、特許庁による未来のシナリオ（今後の世界の知財政策が進む方向についてのシナリオ）が取りまとめ（2007年4月）られた。また、知的財産が途上国の発展において果たす役割について、WIPOなどの国際機関で活発に議論されている。

³ 「イノベーションと知財施策に関する研究会 報告書 ―イノベーション促進に向けた新知財政策―」（2008年6月30日）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/innovation_meeting/report_japanese.pdf

⁴ 「特許制度に関する論点整理について―特許制度研究会 報告書―」（2009年12月）

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/tokkyoseidokenkyu/houkokusyo.pdf>

本報告書では、①特許の活用促進、②多様な主体による利用に適したユーザーフレンドリーな制度の実現、③特許関係紛争の効率的・適正な解決に向けた制度整備、④特許保護の適切なバランスの在り方といった相互に関連する課題について、論点が整理された。

本報告書は、2010年3月9日の第13回知的財産政策部会及び同年4月9日の第25回特許制度小委員会で紹介された。

(14) 産業構造審議会第13-14回知的財産政策部会

2010年3月9日に開催された第13回知的財産政策部会において、知的財産政策の今後の方向性として、イノベーションは我が国の成長・競争力の鍵という認識のもと、(i)特許活用の促進、(ii)国際的な制度調和、(iii)中小企業等幅広いユーザーの利便性向上という観点から各種取組について見直しが求められ、そのうち法制的な課題については、特許制度小委員会で検討を行うこととなった¹。

2010年5月12日に開催された第14回知的財産政策部会では、①中小企業等幅広いユーザーを支援する知的財産制度の利便性向上、特許の活用促進、②特許料金の見直し、③国際的な制度調和について審議がなされた²。

まず、①知的財産制度の利便性向上と特許の活用促進については、a. 中小企業に対する知的財産情報のワンストップサービスを構築するための中小企業知財支援センターの設置や、b. 中小企業の研究開発から事業展開までを一貫して支援するための全国的な知的財産活用ネットワークの構築、c. 外国出願支援や模倣品対策等の中小企業の海外知的財産展開支援、d. 大学間のネットワークを活用した知的財産活用支援のための知財プロデューサーや広域大学知財カウンセラーの派遣等について検討が行われた。

次に、②特許料金の見直しについては、経済危機後の出願等の状況やユーザーの声、また、特許関連の歳出の合理化の状況等を踏まえつつ、特許料金等の引下げや中小企業等に対する特許料金減免制度の拡充の方向性について検討が行われた。

そして、③国際的な制度調和については、グローバル化に対応した知的財産保護システムを整備するため、a. 制度調和に向けた国内法制の見直しの観点から、グレースピリオドの在り方と特許法条約(PLT)との整合に向けた方式要件の緩和、b. 特許審査ハイウェイの拡大と利便性の向上の観点から対象国等の拡大や申請要件・様式の共通化、c. 審査運用面での調和と情報システムの整備・データ標準化の観点から審査官協議、審査結果への共通アクセス基盤の構築、共通出願様式等について検討が行われた。また、発展途上国における知的財産保護の底上げに向けた方向性として、d. 手続の簡素化・共通化等、e. 知的財産の重要性の認識強化・知的財産人材育成、f. 制度・運用の透明性の向上の観点から検討が行われた。

¹ 「特許制度小委員会における主な検討事項について」(2010年3月)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_13_paper/siryou_02.pdf

² 「知財を活用したイノベーション促進のための具体的方策について」(2010年5月12日)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_14_paper/siryou_01.pdf

第2節 企業の知的財産戦略の高度化に向けた取組

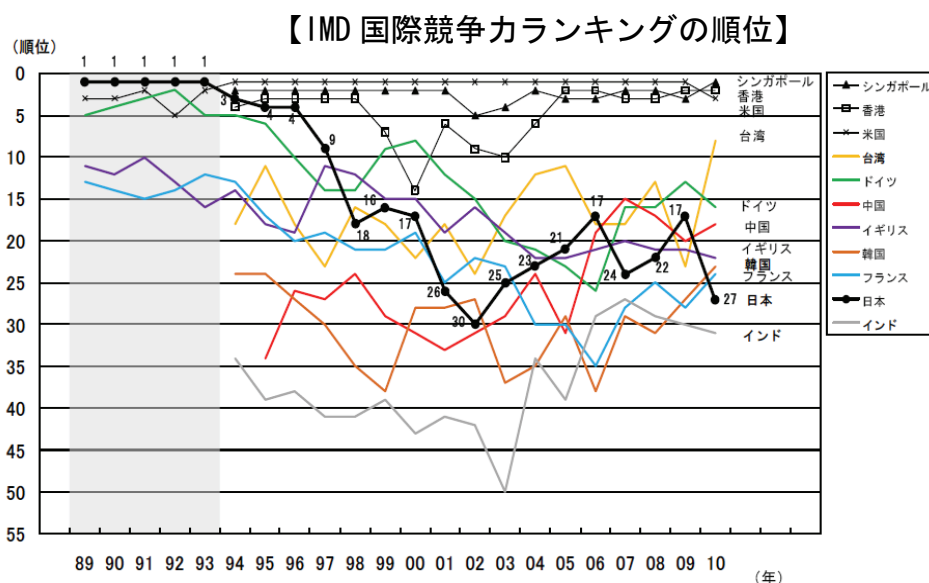
本節では、我が国企業の知的財産戦略の高度化に向けた取組について、1995年から2010年にかけての工業所有権審議会や産業構造審議会、特許庁長官の私的懇談会等でなされた議論、政府で策定した計画とともに、特許庁が実施した企業との意見交換や情報提供等の各種施策を中心にまとめた。

1. 企業の直面する環境の変化

(1) 産業を取り巻く競争環境

我が国産業は、戦後、欧米諸国を範とし、大幅なキャッチアップを遂げてきた。その発展は、順調に拡大する国内市場と広大な海外市場の存在を背景として、良質で安い労働力を基盤に、欧米の先進技術を取り入れ、生産技術を高めることによって、価格競争力で比較優位を得て、世界市場に安く良質な製品を大量に輸出していくことにより達成された。

その後、1980年代から90年代にかけて、高い生産技術と良質な労働力を強みとする我が国産業は、一時は、世界の産業競争力を誇ると評価された¹こともあったが、ハイテク分野を中心とする米国の競争力強化、アジア諸国の急成長といった国際的な競争環境が変化するなかで、我が国の比較優位を再構築するべく産業政策上の大きな「時代の岐路」に立たされていた。



(備考) 各年の順位は、当該年の年鑑の順位。なお、2003年の年鑑では、人口の規模で2つのグループに分けて順位付けされたため、比較のため2004年の年鑑で遡及計算された2003年の順位を用いている。1989年から1993年まで年鑑では、先進国と新興国（香港・シンガポール等）に分けて、それぞれ順位が付けられている。グラフ上は先進国のみの順位。

(資料) IMD「WORLD COMPETITIVENESS YEARBOOK（国際競争力年鑑）」より作成

¹ スイスの非営利の研究教育機関である、IMD（International Institute for Management Development、国際経営開発研究所）によれば、1989-1993年の日本の国際競争力ランキングは1位だった。

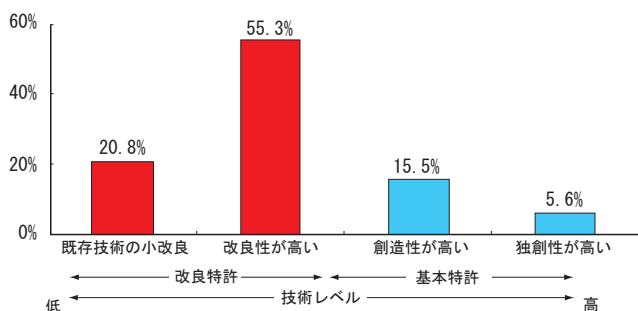
<http://www.imd.ch/research/centers/wcc/index.cfm>

1995年にスタートしたWTOを中心とする自由貿易体制の下、国際貿易は急速に拡大し、情報は国境を越えて飛び交い、世界が一つの市場として機能する時代を迎えた。この中で、欧米諸国が競争力を回復し、アジア諸国が成長している状況を踏まえれば、21世紀は、世界的な大競争（メガコンペティション）の時代を迎えることは必至であり、我が国産業も、選択と集中を通じて、新たな競争力の源泉を確保していく必要があった。

(2) 企業の知的財産活動の分析

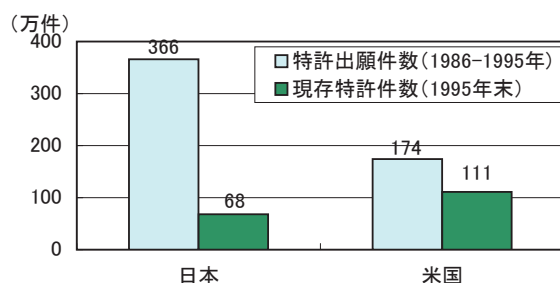
我が国産業界は、研究開発費の約8割（金額ベース）¹を担っており、1990年代半ばまでは、①改良特許が多く基本特許が少ない、②防衛的な意図の特許出願が多く、権利活用することが少ない、③欧米と比較してバイオ、医療といった先端分野での国際出願件数が少ない²といった傾向³があったことから分かります。欧米の優れた技術の導入とその改良に重きが置かれていたといえる。

【基本特許と改良特許】



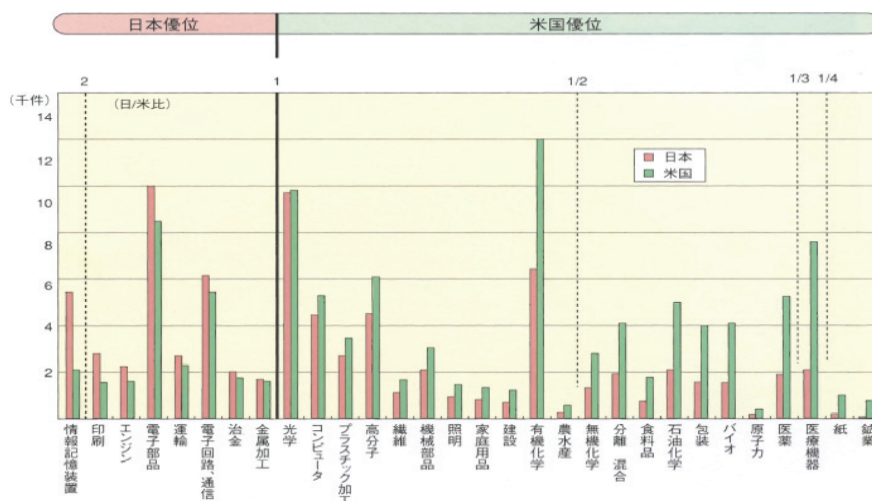
（資料）日本テクノマート「未利用特許情報実態調査報告書」（1996年3月）より

【特許出願件数と現存特許件数の日米比較】



（資料）工業所有権審議会企画小委員会報告書（1998年11月）より

【特許登録件数から見た日米技術力比較】



（備考）1995年に日米企業が国外において登録した特許件数を30の技術分野別に集計し、日本／米国の件数比順に整理したもの。

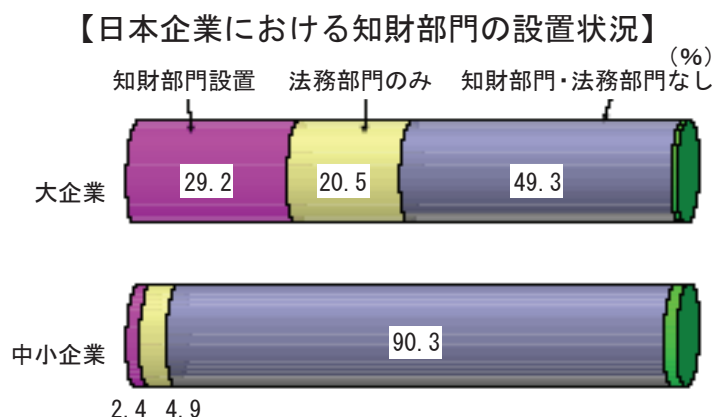
（資料）特許行政年次報告書 1998年版より

¹ 平成16年科学技術研究調査参照。支出源別研究費の民間の割合は、78.3%（1993年）、77.0%（1995年）、77.9%（2000年）となっている。 <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/2004/16gaiyo2.htm>

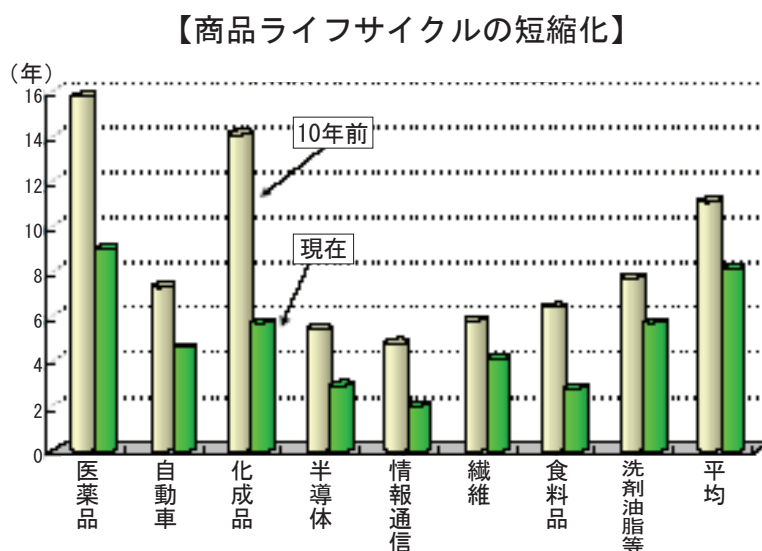
² 第2章第1節4.参照。

³ 「工業所有権審議会企画小委員会報告書～プロパテント政策の一層の深化に向けて～」（1998年11月）参照。 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/kikaku06_1.htm

また、④我が国企業で知的財産部門が設置されているのは、大企業でも3割に過ぎず¹、
⑤商品ライフサイクルの短縮化²に伴い、早期の権利取得へのニーズが増大していた。



(資料) 経済産業省「通商白書 2000」より



(資料) 日本経済団体連合会「産業技術力強化のための実態調査」報告書（1998年9月）より

さらに、我が国企業において、他社特許の迂回等戦略的な技術開発を行い、収益・価値を最大化する特許ポートフォリオを作成している企業は少数である等、我が国企業の知的財産の取得・管理において戦略性の欠如が懸念された。また、企業の約20%は営業秘密の漏えいが原因のトラブルを経験し営業秘密の管理が不十分であるとともに、発展途上国との間では意図せざる技術流出が発生する事態³となっていた。

¹ 第1回知的財産戦略会議「資料4 知的財産をめぐる状況について」参照。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dail/s_04.pdf

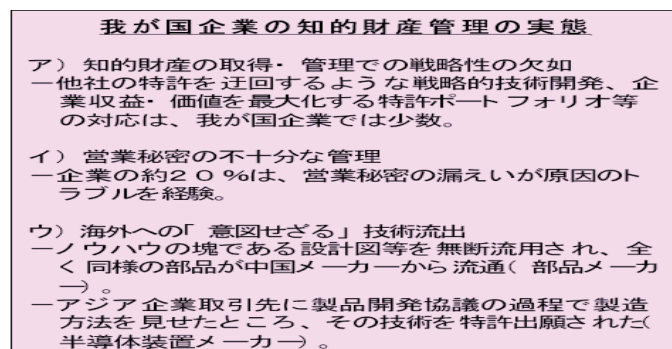
² 「産業技術力強化のための実態調査」報告書（社団法人日本経済団体連合会、1998年9月）参照。

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol201/fig5.html>

³ 第1回知的財産戦略会議「資料10 産業競争力強化のための知的財産戦略」参照。

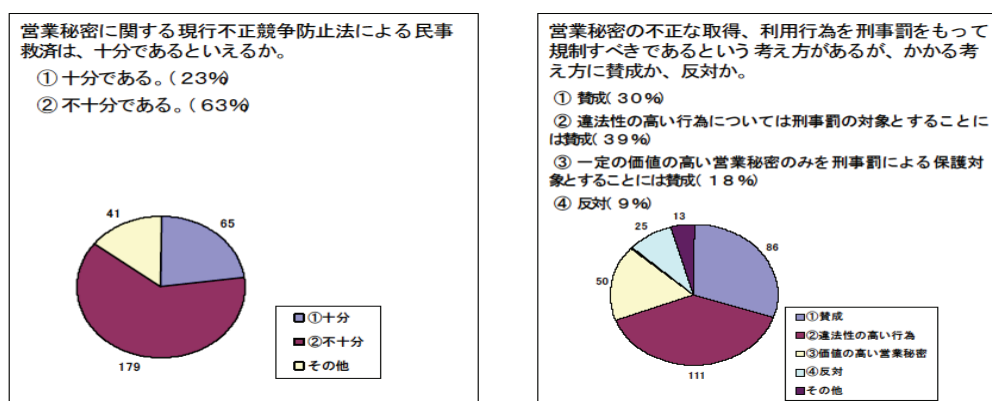
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dail/s_10.pdf

【我が国企業の知的財産管理の実態】



(資料) 第1回知的財産戦略会議「資料10 産業競争力強化のための知的財産戦略」

【営業秘密に関するアンケート調査結果】



(資料) 日本知的財産協会所属企業に対する経済産業省アンケート調査(2001年11月)(有効回答企業数285社)

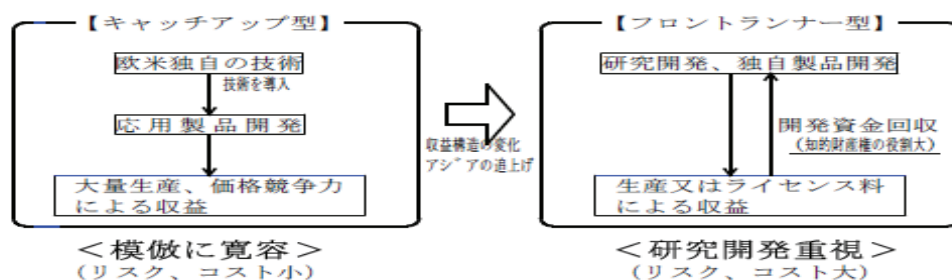
(3) キャッチアップ型からフロントランナー型への構造変換の推進

我が国産業の競争力を強化するためには、資金、人材、技術といった様々な経営資源の強化や事業環境の整備が必要であり、1990年代前半には既に、我が国産業の科学インフラは世界トップレベルの水準にあり、高い教育水準の良質な労働力を有していた¹ことから、これからは、技術等の知的創作によって製品の高付加価値化・差別化を図り、新規産業を興し、成熟産業を活性化していくこと²が、競争力強化のための重要な柱となるとされた。そして、我が国企業には、①キャッチアップ型からフロントランナー型へ、②フルセット型から重点型へ、③守りから攻め(独自性の発揮、知的財産権等を活用した市場戦略の展開)へとシフトすることが求められた。

¹ 第6章第2節1.(1)【IMD国際競争力ランキング】参照。

² 第1章第2節1.(1)及び(2)参照。科学技術基本法(1999年)、科学技術基本計画(2000年7月)等の動きの中でも、独創的な技術開発を行い、新分野での新産業を創生させ、いわば技術と頭脳による国づくり(科学技術創造立国)を進めることが、我が国が21世紀に向けて世界のリーダーとして生き残り得る唯一の道であるとした。

【キャッチアップ型からフロントランナー型への構造変化】



※キャッチアップ型からフロントランナー型への構造変化

	キャッチアップ型		フロントランナー型
基本技術	欧米から導入が主体		独創性が必要
産業化	需要や製品イメージが明確		需要や製品イメージが不明確
開発リスク	一般的に小		大
開発マインド	横並び意識		独創性、得意分野開発
知的財産権	改良発明の保護重視		基本発明の保護重視
法改正の主眼	権利申請から取得までの早期化等		十分な権利行使

（資料）工業所有権審議会損害賠償等小委員会報告書—知的財産権の強い保護—（1997年11月）より

企業の知的財産活動の側面からいえば、これまでのようなキャッチアップ型、つまり、欧米企業の発明した中核的特許の周辺技術について大量の特許出願でカバーする等、競争相手に対抗するための防衛的な権利取得だけで甘んじるのではなく、フロントランナー型、つまり、資金、時間、労力のあらゆる面でリスクが高い独創的な技術開発活動を牽引すべく、高度な知的財産戦略を実践することが求められることとなった。

1990年代前半における我が国企業の知的財産の創造・取得・管理を俯瞰すると、特許出願件数からみれば世界最多であったものの、欧米と比べて国内重視の傾向が強く、国際競争力の源となり得る先端技術分野での特許出願は質・量共に十分ではなかった¹ことから、企業における意識改革の重要性が指摘²され、そのための取組を早急に行うことが肝要であるとされた。

¹ 第2章第1節2.、3.及び4.（3）参照。

² 工業所有権審議会企画小委員会（1998年7月23日-11月26日）で示された。

【意識改革の例】

キャッチアップ型 大量生産、価格競争力による収益：権利の活用が少ない	→	フロンティア型 高付加価値型生産又はライセンス料・技術移転による収益：権利活用
フルセット型 量重視：大量出願、改良特許中心 浅く広く：権利の活用不十分 広範な技術を出願対象	→	重点型 質重視：戦略的出願 基本特許中心 一点集中強化：権利活用型出願 優位技術重視
守り 権利を防衛的に使用（防衛出願）→休眠特許 待ちの意思決定：遅い審査請求 横並び意識：大量出願 企業知的財産権部門の役割は権利取得 追従的：防衛特許	→	攻め 市場戦略（技術独占による先行者利益の確保や技術を媒介とした取引先の開拓等）のために権利を利用 迅速かつ戦略的意思決定：早期審査請求による迅速な権利化 独創性、得意分野開発：重点型出願 企業知的財産権部門の役割は市場戦略のアドバイザー 戦略的：基本特許

（資料）工業所有権審議会企画小委員会報告書～プロパテント政策の一層の深化に向けて～（1998年11月）より

2. 企業の産業財産権に対する意識改革の推進

（1）知財戦略大綱

我が国企業の産業財産権に対する意識改革を進めるべく、知的財産戦略大綱¹（2002年7月3日）において、「我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促す（後略）」とともに、「企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。」と定められた。そして、政府が取り組むべき具体的な方策の一つとして、「企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる」こととした。また、経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用を促進するため、「企業自らが、知的財産を自社の競争力の源泉として経営戦略の中に位置づけ、それを事業活動に組み入れることにより、収益性と企業価値の最大化を図るとともに、知的財産のグローバルな戦略的取得・管理を行うための戦略的なプログラムを策定できるよう指針を策定する」こととした。さらに、企業のノウハウを始めとした技術の海外への「意図せざる」移転の防止を図るため、

¹ 第1章第2節2. 参照。知的財産戦略大綱（2002年7月3日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>

企業の技術管理・活用戦略の在り方について、企業自らが各企業内の組織整備等を含む戦略的なプログラムを策定することとした。

(2) 特許戦略計画

知的財産戦略大綱で求められた目標を達成するため、官民挙げて迅速かつ的確な審査を実現し、ひいては、我が国の特許制度が産業競争力の強化に資するべく、必要な体制・制度の整備に取り組むため、特許戦略計画¹が策定された。本計画では、特許庁の体制整備による審査着手件数の増加だけでなく、企業による審査請求構造改革が不可欠であるとし、そのための支援をすることが必要であるとした。

このため、特許戦略計画では、審査請求構造改革の奨励、促進に必要な施策として、①企業における戦略的な知的財産の取得・管理支援、②特許関連料金の改定による出願人間の費用負担の不均衡是正と審査請求の適正化、③審査請求料金の返還制度導入による審査請求済み出願の見直し促進、④先行技術調査機関の育成と在り方の検討を行う必要があるとした。特に、企業における戦略的な知的財産の取得・管理支援については、我が国において経営戦略の観点から価値の高い知的財産を重視し、知的財産管理を強化する企業行動を促すため、経済産業省で2003年3月に策定した「知的財産取得・管理指針²」について、様々な機会を利用して普及・啓発に努めることとなった。戦略的な知的財産の取得・管理においては弁理士の貢献も期待されたことから、このような企業や弁理士による戦略的な活動を評価する指標を提供するため、特許庁が保有している出願人別、代理人別の特許率、先行技術文献開示の動向、記載不備率等のデータの公表を検討することとした。

(3) 特許審査迅速化・効率化のための行動計画

経済産業省は、「知的財産推進計画2005」における審査順番待ち期間の目標の達成を確実にし、省を挙げての取組を早急に開始するため、2005年12月22日に経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を設置し、2006年1月17日に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画³」を策定した。産業界における取組支援に関する部分は次のとおりである。

¹ 第6章第1節2. (4) 参照。

² 第6章第1節2. (3) 参照。

³ 「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(2006年1月17日)

http://www.meti.go.jp/press/20060117002/3-koudoukeikaku_honnbunn-set.pdf

2. 産業界等による取組

産業界等に対して、特許審査迅速化を実現するため、以下の取組を行うよう要請する。

(1) 出願・審査請求構造の改革

①世界的視野での出願戦略

- ・ 出願内容が世界的に公開されることを踏まえて、国内にのみ出願される出願を厳選するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やし、その率（現在平均 18%）を 3 割以上を目処に拡大する。〔グローバル出願 3 割〕
- ・ 国際出願に関連する国内出願は、国際出願との同時審査が可能となるように早期に審査請求を行う。

②出願内容の事前チェックの徹底

- ・ 特許となる審査請求の比率（特許率：現在 49%）を欧米並み（55-60%）に引き上げるため、特許とならない審査請求の比率（黒星）を 2 割削減する。〔黒星 2 割カット〕
- ・ 自社内外の能力を活用し、十分な先行技術調査を行う。
- ・ 特許の可否の見込みについて弁理士の助言を聴取する。

③実効ある社内責任体制の整備

- ・ 知的財産戦略を事業戦略及び研究開発戦略とともに三位一体で推進するための社内体制を整備する。
- ・ 知的財産活動の意思決定に経営者が関与するため、知的財産戦略に一元的に責任を有する者（Chief Patent Officer, CPO）を設置する。〔一元的な責任体制〕

④出願・審査請求後の見直し

- ・ 出願済み案件について、事業化の見込みやコストの削減の観点等を踏まえて審査請求の必要性を慎重に吟味する。
- ・ 審査請求済み案件を洗い直し、審査請求料金一部返還制度を活用して不要な出願を取り下げる。

⑤特許管理行動計画の策定

- ・ 出願・審査請求構造の改革のための具体的取組について、目標設定、行動計画の策定を行う。
- ・ これらを知的財産報告書、知的資産経営報告書等を活用して、年内を目途に公表する。

⑥適切な代理人の選定

- ・ 弁理士の選定に当たって代理業務実績を確認する。

(2) 代理人（弁理士）の協力

①出願人への助言

- ・ 出願人の出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行う。
- ・ 出願後においても権利化の必要性を踏まえた見直しについて適切な助言を行う。

②先行技術文献開示の徹底

- ・ 出願書類における先行技術情報の開示（特許法 36 条による義務）を徹底する。

③的確な出願書類の作成

- ・ 審査効率に資する的確な出願書類の作成を行う。

④弁理士の選定に必要な有益情報の提供

- ・ 「知的財産推進計画」に基づいて専門分野等の公表を行う。

3. 産業界・弁理士（会）の取組への支援

(1) 積極的な情報提供、要請

①あらゆるレベルでの要請

- ・ 産業界等による取組についてあらゆるレベルでの働きかけを行う。

②多様な機会の活用

- ・ 産業界に対して適切な説明会の設定を要請するとともに、工業会の定例会合、地域知的財産戦略本部等を効果的に活用し、適切な情報提供を行う。

(2) 企業の先行技術調査能力・審査結果予測能力の向上に対する支援

①（独）工業所有権情報・研修館における研修

- ・ 審査官のノウハウを含め、先行技術調査の実施に必要な能力の取得を目指した研修を行う。

②特許電子図書館（IPDL）の利便性の向上

- ・ 審査経過情報へのアクセスをより容易にする。
- ・ テキスト検索の際の入力機能の向上等、検索機能を強化する。
- ・ 出願内容を一括して印刷する機能を強化する。

③技術分野別判決集の公表（判決情報の活用）

- ・ 審査結果の予測性の向上に資するため、ビジネス分野（2005 年 9 月）に続き、バイオ分野（2005 年度内）等において公表を行う。

④「特許検索ガイドブック」の拡充

- ・ 出願人からの要請を踏まえ審査官のサーチノウハウを判り易く解説するため、2004（平成 16）年度内の 12 分野に続き、2005 年度内にも 13 分野の「特許検索ガイドブック」を公表する。

(3) 審査請求済み案件の取下げ促進策

①審査請求料返還制度利用の拡充

- ・ 審査請求済案件の取下げ時における審査請求料返還制度について、全額の返還を含めて、拡充することを検討する。

②取下げ有効期間の明示

- ・ 審査着手時期見通し情報の更新を、現在の年 2 回から 4 回に増やす。

(4) 主要企業・代理人の出願・審査請求関連情報の提供

①企業別・産業別情報

- ・ 大手出願企業、産業別の特許率・黒星率（2.（1）②参照）、出願・審査請求取下げ動向等を公表する。

②代理人関連情報

- ・ 弁理士の出願関連活動状況について情報提供を行う。

(5) 出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

- ・ 発明の日（毎年 4 月 18 日）における知的財産功労者表彰を活用して、特許審査迅速化に貢献した企業、弁理士等を顕彰する。

(4) イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン

特許審査迅速化・効率化推進本部において、2006年1月に策定した行動計画の進ちょく状況を点検しつつ、「経済成長戦略大綱」等を踏まえ、新たな特許行政の基本方針である「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン¹⁾」（4分野・20項目）を2006年10月20日に取りまとめた。産業界における取組支援に関する部分は以下のとおりである。

第3 企業における戦略的な知財管理の促進

1. 企業による戦略的な知財管理に向けた取組の慫慂・支援

(1) トップ懇談の着実な実施

企業における知財の戦略的な管理とそのための体制整備を推進するため、特許庁長官・特許技監と企業トップとの意見交換を随時実施。本年度中に合計50社と懇談することを目標とする。

(2) 「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の策定・公表

企業からのヒアリングを行いつつ、（財）知的財産研究所において、権利取得の各段階における管理手法、知財管理体制の在り方等に関し検討を行う。その検討をベースとし、2007年度中に「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）を取りまとめ公表する。

(3) 「特許戦略懇談会」の開催

2007年度初頭を目途として、トップ懇談、産業構造審議会知的財産政策部会における検討結果等を踏まえつつ、経済産業大臣と産業界等の有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」を開催する。

(5) イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007

特許審査迅速化・効率化のための行動計画の数値目標を改定するとともに、プランの重点施策を拡充・一体的に取りまとめ、プランを深化・発展させる形で「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007²⁾」を策定・公表した。産業界における取組に関する部分は以下のとおりである。

3. 企業における戦略的な知財管理の促進

(1) 企業による戦略的な知財管理に向けた取組の慫慂・支援

① トップ懇談等の着実な実施

企業における知財の戦略的な管理とそのための体制整備を促すため、特許庁長官・特許技監と企業（出願上位企業を中心とする）のトップとの意見交換を随時実施しているところ（2007年1月24日までに29企業及び13団体との懇談を実施）、2007年3月までに、合計50企業・団体との懇談を行うことを目標とする。2007年度においても、引き続き、出願上位企業を中心として、特許庁長官・特許技監と企業経営層及び業界団体との意見交換に加え、特許庁幹部と企業の知財責任者との意見交換を着実に実施する（2007年度内に合計80社との懇談・意見交換を行うことを目標とする）。

¹ 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」（2006年10月20日）

<http://www.meti.go.jp/press/20061020001/innovation-press-release.pdf>

² 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」（2007年1月25日）

<http://www.meti.go.jp/press/20070125001/amariplan-p.r.pdf>

② 「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の策定・公表

企業からのヒアリング（2007 年 1 月 24 日時点で 106 社について実施）を行いつつ、権利取得の各段階における管理手法、知財管理体制の在り方等に関し、検討を行う（2007 年 3 月まで）。また、その検討をベースとし、産業構造審議会知的財産政策部会の意見を聴取しつつ、「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）を策定・公表する（2006 年度内又は 2007 年度初頭を目途とする）。

③ 「特許戦略懇談会」の開催

2007 年度前半を目途として、トップ懇談、産業構造審議会知的財産政策部会における「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の検討結果等を踏まえつつ、経済産業大臣と産業界等の有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」を開催する。

④ 優れた知財活動を行う企業の顕彰

発明の日（4 月 18 日）の知財功労賞の一環として、海外出願率、特許査定率等の優れた知財活動を行う特許戦略優良企業に対し表彰を行う。また、知財を有効に活用している企業の事例を幅広く収集し、07 年 4 月に紹介する（「知財で元気な企業 2007」（仮称）の策定・公表）。

⑤ 企業の知財戦略立案に資する情報提供の推進

2007 年 6 月又は 7 月に公表予定の「特許行政年次報告書 2007 年版」において、特許制度利用上位企業について、海外出願率、特許査定率等の情報を提供する。

また、企業の知財戦略策定に資するよう、2007 年度中に、各企業の特許出願件数や審査実績の経年情報等のデータを取得できる「特許戦略ポータルサイト」（仮称）の試行を開始する。

⑥ 出願・審査請求構造の改革

出願・審査請求構造の改革の実現を目指し、あらゆる機会を通じて企業との意見交換を行い、1) 世界的視野での出願戦略の推進、2) 出願内容の事前チェックの徹底、3) 実効ある社内責任体制の整備を慫慂するとともに、2007 年度中に、製造業局等及び特許庁が協力して取組状況につきフォローアップを行う。

1) 世界的視野での出願戦略の推進

海外事業戦略の強化、意図せざる技術流出防止の観点から、国内における出願を厳選するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やすよう慫慂する。その結果、全体で、海外への出願比率 3 割の実現を目指す。（2005 年：22%）。

2) 出願内容の事前チェックの徹底

研究開発効率の向上、事業リスク低減の観点から、出願前、審査請求前、審査着手前等に、適時適切な先行技術調査を行い、特許となる審査請求の比率を高めるよう慫慂することを通じ、2005 年において 49.1%となっている我が国の国内出願の特許査定率について、全体で、海外にも出願する国内出願や欧米における出願並みの数値（2005 年：55-60%）の実現を目指す（特許査定率 2 割向上）。

3) 実効ある社内責任体制の整備

知財戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体で推進する観点から、知財戦略に一元的に責任を有する者 CP0（Chief Patent Officer）、CIP0（Chief Intellectual Property Officer）の設置など、企業内における知財体制整備を慫慂する（一元的な管理体制）。

3. 企業の戦略的な知的財産管理に向けた取組

(1) 企業と特許庁との意見交換会

企業と特許庁との意見交換会は1976年から継続して実施している。意見交換の内容は時代に応じて変化してきたが、知的財産戦略大綱（2002年7月3日）、特許戦略計画、特許審査迅速化・効率化のための行動計画、イノベーション促進のための特許審査改革加速プランが策定されてからは、企業における知的財産戦略の高度化に向けた取組に資するべく、特許庁が拡充・整備してきた諸施策の紹介とその利用の推奨や、企業の知的財産活動（特許出願件数や審査請求件数等の権利取得活動や諸施策の利用状況等）について統計的な分析結果を紹介する等、意見交換の内容を充実させつつ積極的に進めてきた。2009年に行われた意見交換会の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 企業の知的財産戦略と社内体制の整備
- ・ 我が国での早期権利化
- ・ 諸外国での知的財産戦略
- ・ 先行技術調査の充実
- ・ 特許審査着手見通し時期の利用と、審査請求料返還制度・情報提供制度等の利用
- ・ 審査請求料支払繰延制度の利用
- ・ 知財戦略事例集の紹介

(2) 特許評価指標・知財戦略指標

産業界における知的財産権の積極的活用のため、1999年4月に特許評価指標（試案）と知財戦略指標を取りまとめ公表した。さらに、2000年には、これら2つの指標を踏まえ、特許評価指標については、より技術移転の際の利用に適した特許評価指標（技術移転版）を作成した。また、知財戦略指標については、企業の自己評価をより行いやすくなるよう、指標を知財戦略ステージ毎に取りまとめた知財戦略指標（改訂版）を作成した。

(3) 先使用権制度ガイドライン¹

2006年6月、先使用権制度の明確化と先使用権の立証手段の具体化を図り、先使用権制度が円滑に活用されることを目的として、判例、通説や企業における実態等を参考に「先使用権制度ガイドライン」を作成し、公表した。また、このガイドライン公表後に出された裁判例を収集した「先使用権に関連した裁判例集」も公表し、内容を適宜更新している。

(4) 知財戦略事例集²

2007年4月、各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、具体的に実行するに当たり

¹ 「先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために－」（2006年6月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf

² 「戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」（2007年4月）

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/chiteki_keieiryoku/01.pdf

考慮すべき観点や留意点を示すため、企業経営において知的財産を積極的に活用している国内外企業 150 社（中堅・中小企業、海外企業を含む。）からのヒアリング結果を基に、約 600 件に及ぶ成功・失敗事例を取りまとめ、「戦略的な知財管理に向けて－技術経営力を高めるために－＜知財戦略事例集＞」として公表した。

（5）知的財産戦略の策定に役立つ情報の提供

①特許制度利用上位企業の特許出願・審査請求関連情報の公表

特許制度利用上位企業 200 社について、業界別に、日本国への特許出願・審査請求の状況、一次審査における特許要件の充足率、グローバル率、特許査定率等について、特許行政年次報告書（2006 年版以降）で公表している。なお、2010 年度から、共同出願人を含む全出願人データを公表¹した。

②特許戦略ポータルサイトを通じた情報提供

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に資する情報提供を行うため、特許庁ホームページ上に「特許戦略ポータルサイト²」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。

③自己分析用データの提供

特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している³。これは、企業ごとに自社の特許出願件数や審査実績等について過去10年分のデータを収載したものである。ダウンロードしたデータを加工することで、出願年、発明者、技術分野ごとの特許率や、記載要件違反などの拒絶理由通知率等を分析できるものとなっている。2009年4月末時点で利用者は1,000社を超えた。

また、2010年2月には、利用者の声や企業と特許庁との意見交換会で寄せられた要望を踏まえて、新バージョンをリリースするとともに、自己分析用データの「活用事例集」と「用語集」を公表した。新バージョンに盛り込まれた新たなデータは以下のとおりである。

- ・共同出願人に関する情報（従来は筆頭出願人のみ）
- ・年度別（4月から翌年3月）データ（従来は西暦年別のみ）
- ・単一性（37条）、先願（29条の2、39条）に関する情報（従来は新規性（29条1項）、進歩性（29条2項）、記載要件（36条）のみ）
- ・特許権の存続期間に関する情報

¹ 特許行政年次報告書 2009 年版までの上位企業 200 社は、筆頭出願人データに基づいて公表していた。なお、筆頭出願人とは、一者単独の出願の場合は当該出願人、共同出願の場合は出願人の欄で筆頭に記載されている出願人を指す。

² 特許戦略ポータルサイト http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm

³ インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

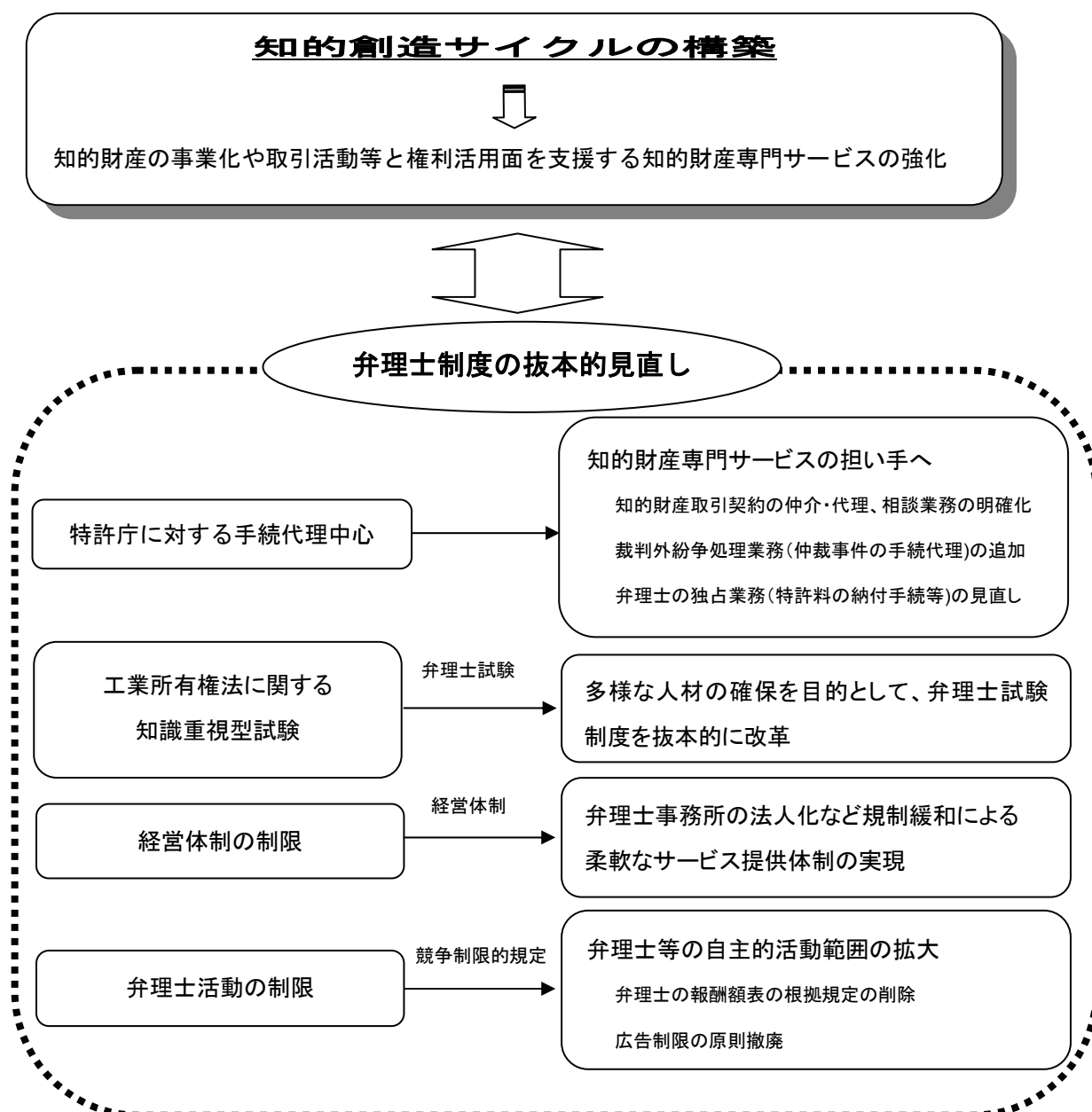
第3節 弁理士制度の充実・整備

1. 弁理士法の改正

我が国が、知的財産を戦略的に創造・保護・活用することで富を生み出す知的創造サイクルを構築し、それによる知的財産立国を目標とする中、知的財産の事業化や取引活動、さらには紛争解決等、知的財産の保護・活用を支援する知的財産専門サービスの質的・量的な拡充を図る必要性が高まってきた。

このような状況下で、その中核的な担い手として知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成・活用を図るべく、2000年に弁理士法の全面改正が行われ、その後も所要の改正が行われてきた。

【弁理士法改正の目的】



(1) 平成 12 年法改正

①目的

情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」を迎え、技術開発の成果である特許等については、単に保護するだけでなく、積極的活用を図ることが必要とされてきた。このため、従来、特許庁に対する手続代理を主業務としてきた弁理士が、知的財産の保護・活用の両面において専門的サービスを提供することが求められてきた。かかる状況を踏まえ、規制改革による競争促進、国民サービスの向上等の観点から、1921 年の法制定以来、約 80 年ぶりの抜本的見直しを行った。

②経緯

知的財産の保護・活用の両面における支援の観点から、知的財産専門サービスの中核を担う弁理士の重要性が増す中で、特許庁は、1998 年 4 月から「21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」（総務部長の私的懇談会）を開催し、21 世紀においてあるべき弁理士制度について議論を行うとともに、1999 年度には、「知的財産専門サービスに関する調査研究委員会」を設置して議論を行った。

一方、規制緩和推進 3 か年計画（改定）（1999 年 3 月 30 日閣議決定）において、「国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す」ことが決定されたことにより、業務独占規定・業務範囲の見直し、法人化の解禁を含めた弁理士制度の早急な改革が必要となっていた。

また、1999 年 6 月の参議院経済産業委員会での特許法等改正案審議の際の附帯決議においても「創造的技術開発の促進とその成果の権利化・利用の促進を図るため、産学連携の強化、弁理士等による知的財産権専門サービスの充実等知的インフラの一層の整備に努めること」が求められた。

以上のような状況を踏まえ、1999 年 6 月には工業所有権審議会法制部会の下に知的財産専門サービス小委員会を設置して、知的財産専門サービスの充実、中でもその主要な担い手である弁理士の制度を中心として、裁判外紛争処理や特許裁判の在り方等も含めた幅広い論点について検討を開始した。およそ半年の間に 7 回にわたる小委員会が開催され、有識者らの委員によって、弁理士の業務拡大や、弁理士への訴訟代理権の付与、弁理士の量的拡大のための試験制度改革等に関する検討が行われた。その結果を受け、1999 年 12 月に工業所有権審議会総会において、弁理士法の改正等に関する答申が取りまとめられた。なお、弁理士への訴訟代理権の付与については、司法制度全体の枠組みの中で検討すべき問題であるとして、司法制度改革審議会における検討にゆだねられることとなった。

上記の答申を踏まえた法律案は、2000 年 3 月 17 日に閣議決定された後、2000 年 3 月 21 日第 147 通常国会に法案が提出され、2000 年 4 月 26 日に新弁理士法が公布、2001 年 1 月 6 日から施行（ただし、弁理士試験関係の規定については 2002 年 1 月 1 日から、契約代理業務についての規定は 2002 年 2 月 1 日から、それぞれ施行）された。

③改正内容

a. 顧客ニーズを踏まえた弁理士の業務範囲の見直し

企業等の知的財産戦略の展開に柔軟に対応できるよう、弁理士の業務範囲を、以下のとおり見直した。

- ・工業所有権、半導体回路配置、著作物、技術上の秘密に関する売買契約、ライセンス契約の仲介・代理、コンサルティング業務を、弁理士の業務に追加。
- ・税関への不正商品の輸入差止申立における税関長への認定手続の代理業務の追加。
- ・工業所有権、半導体回路配置、特定不正競争に関する事件についての、特定の専門的仲裁機関における仲裁手続の代理や仲裁手続に付随して行われる和解手続の代理業務の追加。
- ・特許料の納付手続の代理業務を開放するなど、弁理士の独占業務を一部縮減。

b. 弁理士試験制度の改革による若く有為な人材の参入促進

業務範囲の拡大に対応しつつ弁理士の量的拡大を図るための試験内容の見直し（短答式筆記試験科目の追加、論文式筆記試験の選択科目数の削減等）、受験資格の撤廃及び予備試験の廃止、一定の資格を有する者に対する試験の一部免除規定の創設を行った。

c. 総合的サービスの提供のための特許業務法人制度の創設

弁理士に対する多様なニーズに対応し、総合的かつ継続的なサービスの実現と弁理士の地域展開の促進を図るため、特許業務法人の制度を創設するとともに、弁理士会則において地方支所の設置を解禁することとした。

- ・特許業務法人の設立には、2 名以上の弁理士が社員となり定款に基づき登記をすることとした。なお、社員は全員が弁理士である必要がある。
- ・特許業務法人は、弁理士でない者にその業務をさせてはならず、社員のすべてが業務執行権を有し、かつ原則として会社代表権を有する。
- ・なお、特許業務法人の各社員は無限責任を負い、法人の財産をもって債務を完済できない場合には連帯して弁済の責任を負う。

d. 弁理士の職責、義務について

弁理士の守秘義務や信用失墜行為の禁止等を明確化し、弁理士に対する懲戒制度の整備、業務停止期間の延長（1 年から 2 年に）、経済産業大臣の調査権（報告徴収権、書類の提出命令権）の創設、懲戒制度の手続の整備を行った。

e. その他

弁理士会の名称変更（弁理士会から日本弁理士会）、登記規定の整備、会則の大臣認可事項の縮小等、弁理士会の自主的活動強化に向けた改正を行った。

また、弁理士報酬額表の根拠となる規定を削除し、法改正と併せて行う弁理士会則の見直しで弁理士の広告制限を原則廃止した。

(2) 平成 14 年法改正

①目的

我が国においては、知的財産関連の侵害訴訟件数の増加が予測される一方、知的財産専門の弁護士の数が多いとはいえず¹、米国²に比べ十分なサービス提供が困難な状況にあった。そのため、産業界等ユーザーの側からも専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていた。

それを受け、特許権等の侵害に係る訴訟に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことをその内容とする弁理士法の一部改正が行われた。

②経緯

我が国の知的財産の戦略的活用を図る観点から、1999 年 12 月、工業所有権審議会において「弁理士法の改正等に関する答申」が取りまとめられ、それを受けて、弁理士法改正が 2000 年に実施された。答申において提言された事項のうち、知的財産関連訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与や裁判外紛争処理制度の充実等については、民事訴訟実務に関する十分な試験研修の実施や厳格な職業倫理の確保を条件とすべきであるとの基本的方向性については一致したものの、試験研修の具体的方法・体制の在り方、訴訟に携わる弁理士の司法制度における位置付け等については、今後更に具体的検討が必要であるとの結論に達した。訴訟実務の試験研修については、裁判所や弁護士会等司法制度関係者の協力体制が不可欠な分野であり、かつ、司法制度改革審議会において訴訟代理権の問題が審議対象として討議されることが明確になったことから、本件については、1999 年 12 月に工業所有権審議会長から司法制度改革審議会長に「具体的な対応策が真摯に議論され、速やかに実現に移されること」を要請した。

司法制度改革審議会では、知的財産権関係事件への総合的な対応強化と隣接法律専門職種³の活用等の観点から検討がなされ、1999 年 7 月の発足以降、延べ 60 回を超える審議を経て 2001 年 6 月に同審議会の意見書が取りまとめられた。当意見書において、弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきであるとされ、3 年以内を目途に関連法案の成立を目指す旨、2001 年 6 月 15 日に閣議決定された。

その後、2001 年 6 月に取りまとめられた、これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会（特許庁長官の私的懇談会）の報告書において「信頼性の高い能力担保措置」の大枠（能力担保措置は研修及びその効果確認を主たる目的とする試験により構成する等）が示された。

また、その具体的内容（i）能力担保措置の条件及び基本的考え方、（ii）研修レベル、研修科目等の研修の在り方、及び（iii）試験の目的、構成等の試験の在り方）について、

¹ 弁理士登録している弁護士 293 名（2002 年 6 月末時点）。

² 米国特許弁護士 20,369 名（2002 年 6 月 10 日時点）。

³ 司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、行政書士を指す。

能力担保措置ワーキンググループ(特許庁総務部長の私的懇談会)において検討がなされ、2001年11月に報告書が取りまとめられた。

さらに、2001年12月に開催された産業構造審議会知的財産政策部会では、以上の報告を踏まえ、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権の付与に関する決議がなされた。

これを受け、弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことを内容とする弁理士法の一部を改正する法律が2002年2月19日に閣議決定された後、2002年2月21日に第154回通常国会に提出され、2002年4月17日に公布、2003年1月1日に施行された。

③改正内容

特許権等の侵害訴訟¹(弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る)における訴訟代理権を弁理士に付与することとした。このため、訴訟代理権の付与を希望する弁理士に対し信頼性の高い能力担保措置²を講じることとした。弁理士の出廷について、共同受任している弁護士との共同出廷が原則であるが、裁判所が相当と認めるときは、単独出廷ができるものとした。

(3) 平成17年法改正

①目的

我が国産業の国際競争力の強化を図るため、模倣品・海賊版や営業秘密漏えいに起因する紛争等、知的財産をめぐる紛争解決の重要性が高まってきた。そのため、裁判外紛争解決手続における当事者の代理人として弁理士を一層活用することにより、知的財産の保護を強化することを目的として、弁理士法が改正され、知的財産に係る裁判外紛争解決手続³(ADR: Alternative Dispute Resolution)における弁理士の役割が拡充された。

②経緯

ADRは、厳格な訴訟手続と異なり、(i)自主性を活かした解決、(ii)プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、(iii)簡易・迅速で廉価な解決、(iv)多様な分野の専門家の知見を活かしたきめこまやかな解決、(v)紛争の実情に即した解決といった柔軟な対応が可能であり、魅力的な紛争解決手段として注目されてきた。

政府においても、ADRの拡充・活性化の重要性を踏まえ、司法制度改革推進本部事務局にADR検討会を設置し、「総合的なADRの制度基盤の整備」、「関係機関等の連携強化の促進」、「ADRにおける隣接法律専門職種の活用」について検討を行った。

このうち、「ADRにおける隣接法律専門職種の活用」については、司法制度改革審議会意

¹ 特許、実用新案、意匠、商標若しくは半導体回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益に関する侵害訴訟。

² 民事訴訟実務に関する研修及びその効果を判定するための試験により構成するもの。

³ 「裁判外紛争解決手続」とは、①訴訟によらずに、②民事上の紛争を解決する紛争の当事者のため、③公正な第三者が関与して、その解決を図るもの。仲裁、調停、あっせんといった手続を総称したもの。

見書（2001 年 6 月）における「弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである」との提言を踏まえたものであり、a. 手続実施者としての活用、b. 代理人としての活用の両面から検討された。その結果、隣接法律専門職種が手続実施者となることについては問題ないことが確認されるとともに、代理人としての活用については、2004 年 11 月の司法制度改革推進本部決定において、具体的な方向性が取りまとめられた。

これを受けて、弁理士法の改正を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が 2005 年 2 月 8 日に閣議決定された後、同日第 162 回通常国会に提出され、2005 年 6 月 29 日に公布、同年 11 月 1 日に施行された。

③改正内容

ADR における弁理士の代理権を整備したものである。具体的には、（i）弁理士による代理業務が可能な範囲が、調停・あっせん手続を含む「裁判外紛争解決手続」であることを明確化する（業務範囲の明確化）とともに、（ii）同業務の対象に著作権に関する紛争を加えることとした。

（4）平成 19 年法改正

①目的

経済のグローバル化が加速する中、我が国産業の競争力を強化する上で、戦略的な知的財産権の取得・活用を適確に支援する弁理士の役割の重要性が一層高まっており、知的財産権の中核的な担い手として、弁理士の量的拡大のみならず資質の維持及び向上を図るとともに、専門職としての責任を明確化することが必要となっていた。

また、知的財産に関する専門サービスに対するニーズの多様化等を背景として、専門職として社会のニーズに対し適確に対応することが求められることとなっていた。

このような状況に対応し、弁理士制度全体の適性化を図ることを目的として、弁理士法について所要の改正を行った。

②経緯

2000 年に全面改正が行われた弁理士法の附則第 13 条に基づいて、法律施行後 5 年を経過した場合の見直し規定を踏まえ、2005 年度、2006 年度の 2 年にわたり、「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究」委員会を設置して議論を行った。また、2006 年 4 月から産業構造審議会知的財産政策部会の下に弁理士制度小委員会が設置された。小委員会においては、6 回にわたり、弁理士の資質の向上及び責任の明確化、知的財産に関する専門職としての多様なニーズへの対応等の観点から、弁理士制度について幅広い検討がなされ、2006 年 12 月に弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」が取りまとめられ、2007 年 1 月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「弁理士法の一部を改正する法律」は、上記報告書等を踏まえて立案され、2007 年 3 月 9 日に閣議決定された後、同日第 166 回通常国会に提出され、2007 年 6 月 20 日に公布、

2008 年 4 月 1 日に施行された。ただし、試験免除対象者の拡大については 2008 年 1 月 1 日から、実務修習については 2008 年 10 月 1 日から、それぞれ施行された。

③改正内容

a. 弁理士の資質の維持及び向上

弁理士の資質を維持し、向上させるため、以下の研修制度を導入した。

- ・弁理士登録をしようとする者に対して、実際の出願書類の作成等の実務能力を担保するための実務修習の制度を導入。
- ・既登録弁理士に対して、最新の法令や技術動向等についての研修の定期的受講を義務化。

b. 受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保

知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除制度を導入した。

- ・大学院修了者であって、省令で定める知的財産に関する科目の単位を修得した者について、大学院の課程を修了してから 2 年以内に行う短答式試験のうち「工業所有権に関する法令及び条約」の試験を免除。
- ・一部試験の既合格者に対し、既合格の試験を免除。

短答式試験合格者：合格から 2 年以内に行われる当該試験を免除

論文式試験（必須科目）合格者：合格から 2 年以内に行われる当該試験を免除

論文式試験（選択科目）合格者：その後行われる当該試験を免除

c. 業務独占資格である弁理士の責任を明確化

懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化を行うとともに、弁理士の名義貸しを禁止することとした。

d. 弁理士へのニーズに対応した業務範囲の拡大

弁理士が有する知的財産に関する専門的知見に対する多様なニーズに対応するため、弁理士が扱うことができる業務範囲の拡大を行った。

- ・弁理士の知見を活用できる分野として、不正競争行為の中から、弁理士が業務として扱う「特定不正競争」を追加。
- ・水際での知的財産権侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者側の代理業務を追加。
- ・外国へ特許出願等を行う際の資料作成等の支援を弁理士が行い得る業務として明確化。

e. 特許業務法人制度の利用を促進するための指定社員制度の導入

利用者への総合的な業務の提供主体である特許業務法人制度の活用を促進するため、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度を導入することとした。

f. 利用者の利便性向上のための弁理士情報の公開

利用者による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促すこととした。

2. 弁理士制度の現状

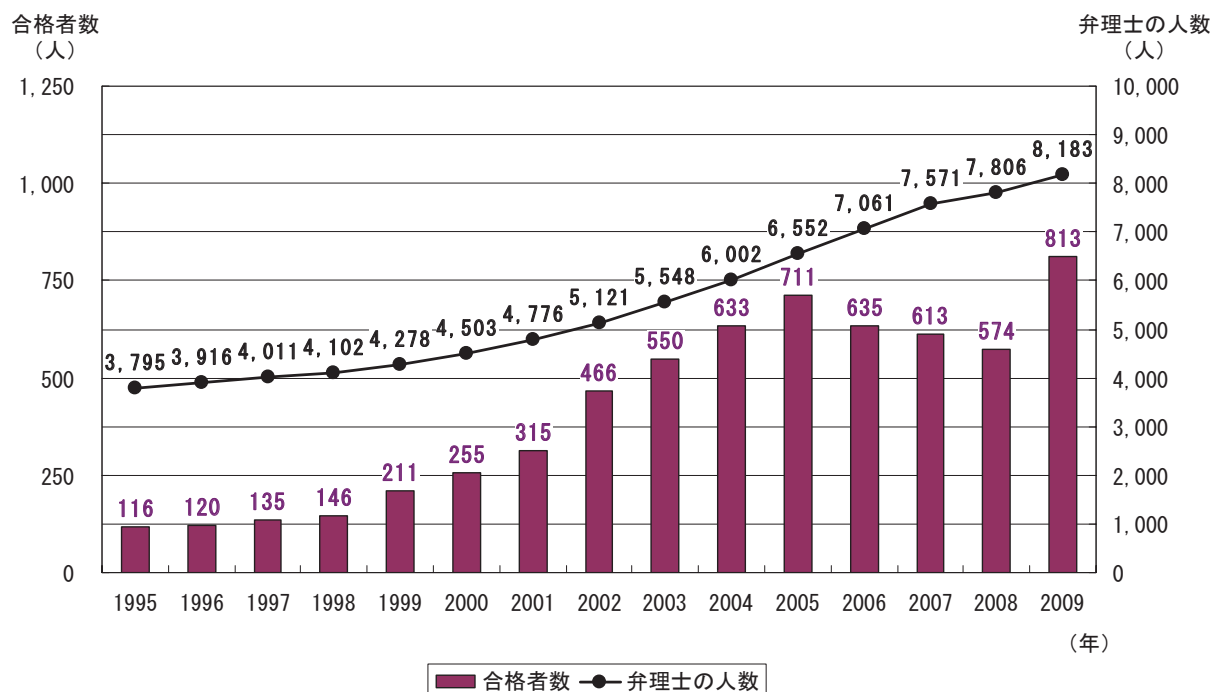
(1) 弁理士試験

有為な人材の参入を促進するために、2000年の弁理士法改正により試験制度が改正された。それに基づき、2001年の弁理士試験より、受験資格要件、予備試験が廃止されるとともに、2002年の弁理士試験より、新しい制度に基づく弁理士試験が開始された。

また、2007年の弁理士法改正により、選択科目の構成が見直されるとともに、免除対象者が拡大され、2008年の弁理士試験における一部試験合格者から、2009年以降の弁理士試験において免除を受けることが可能となるとともに、2009年の弁理士試験より新しい選択科目構成により試験が実施された。

これらの試験制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2009年末時点で8,183人となっている。

【弁理士数及び試験合格者数の推移】



(資料) 合格者数：特許庁作成

弁理士の人数：日本弁理士会調べ

(2) 特定侵害訴訟代理制度

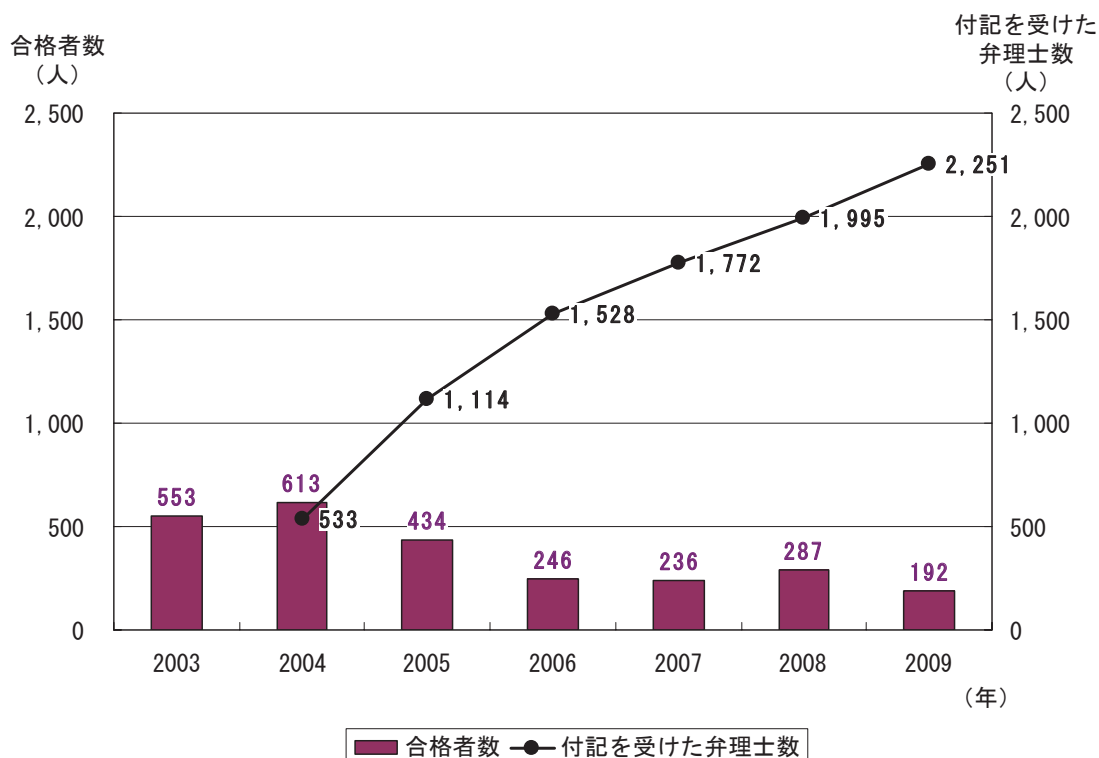
2002 年の弁理士法改正により、弁理士に特定侵害訴訟における訴訟代理権が付与された。弁理士が訴訟代理業務を行うためには、訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するため日本弁理士会が実施する研修（能力担保研修）を修了し、当該学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した上で、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記登録を受けることが必要である。ただし、訴訟代理人となることができる事件は、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限られる。

このうち、能力担保研修は、民事訴訟に関する実務的な内容を中心に講義及び演習からなる合計 45 時間の研修であり、毎年 5 月から 9 月にかけて日本弁理士会により実施されている。2003 年から開始され、2009 年までに、延べ 3,209 名の弁理士が受講した。

上記研修を修了した弁理士は、毎年実施する特定侵害訴訟代理業務試験（民法、民事訴訟法その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項に関する試験）を受験することができ、2009 年までに、延べ 4,065 名が受験し、2,561 名が合格した。

上記試験に合格した弁理士のうち、2,251 名（2009 年末時点）がその旨の付記登録手続きを行い、特定侵害訴訟に関し弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限ってその訴訟代理人として活躍している。

【特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数及び試験合格者数の推移】



（資料）合格者数：特許庁作成

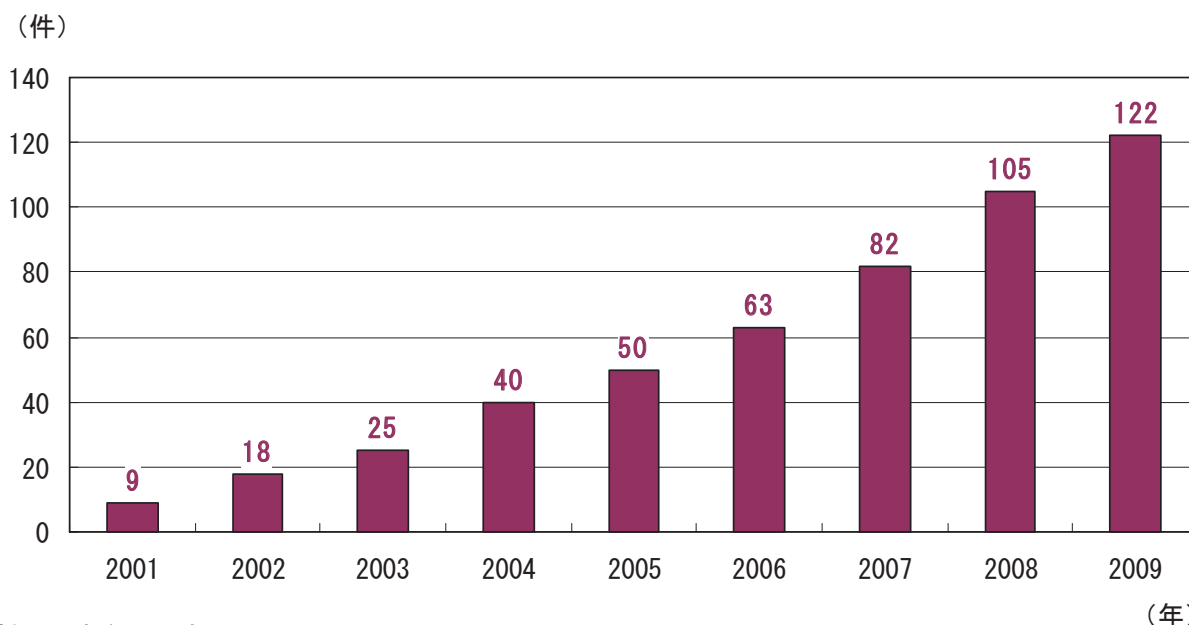
付記を受けた弁理士数：日本弁理士会調べ

(3) 特許業務法人

2000 年の弁理士法改正において、特許事務所の法人化が解禁され、2001 年 1 月 6 日より特許業務法人制度が導入された。続いて 2007 年の弁理士法改正においては、指定社員制度が導入され、2008 年 4 月 1 日より施行された。

制度導入時より、特許業務法人の数は一貫して増加傾向にあり、2009 年 12 月末時点で 122 法人が成立している。

【特許業務法人数の推移】



(資料) 日本弁理士会調べ

(4) 法定研修

2007 年の弁理士法改正により、弁理士登録をしようとする者に対する研修(実務修習)、既登録弁理士に対する定期的義務研修(継続研修)が導入された。

両研修は、2008 年度より実施され、実務修習については、2008 年度は 559 名、2009 年度は 813 名が修了した。継続研修において、弁理士は 5 年間に 70 時間の研修を受講することが義務付けられており、弁理士の能力維持、向上に寄与している。

第4節 産業財産権情報の提供・普及

1. 産業財産権情報の重要性

「産業財産権情報」とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願・権利化に伴って生み出される情報である。産業財産権情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには商品やサービスなどの市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしており、これを有効に活用することで、重複する研究開発の防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、産業財産権情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。

例えば、特許の出願・権利化に伴って生み出される特許に関する公報は、産業財産権情報として代表的なものであり、技術情報と権利情報の2つの側面を有し、以下のように活用されている。

(1) 技術情報

①最先端の技術情報

我が国の特許制度は先願主義を採用しているので、企業、大学、研究機関等で開発された技術はいち早く特許出願され、一定期間経過後に一般に公開されている。これらの情報はまさに最先端の技術情報であるから、最新技術を素早くかつ網羅的に把握することが可能である。

②体系的な技術情報

発明（技術）の内容が詳細に記載された特許公報には、技術的な観点から世界共通の体系（国際特許分類（IPC））及び我が国独自のより細分化された体系（FI、Fターム）で分類が付与されているので、これらを利用して産業財産権情報にアクセスすることにより、体系的な技術情報を入手することが可能である。

(2) 権利情報

特許公報は、権利範囲が明示されているため、競合相手との権利関係を精緻に把握することが可能である。

2. 特許電子図書館と産業財産権情報提供の拡充

特許庁は、1990年から電子データによる出願（電子出願）の受付を開始し、出願書類等を電子データとして蓄積するとともに、公報発行を電子化した結果、産業財産権情報を電子的に外部に提供することが可能となった。一方、1990年代後半からのインターネットの普及により、提供のためのインフラも整った。そこで、特許庁では、産業財産権情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するため、1999年3月31日に世界で初めて保有す

るすべての産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する「特許電子図書館（IPDL）」サービスを開始した。

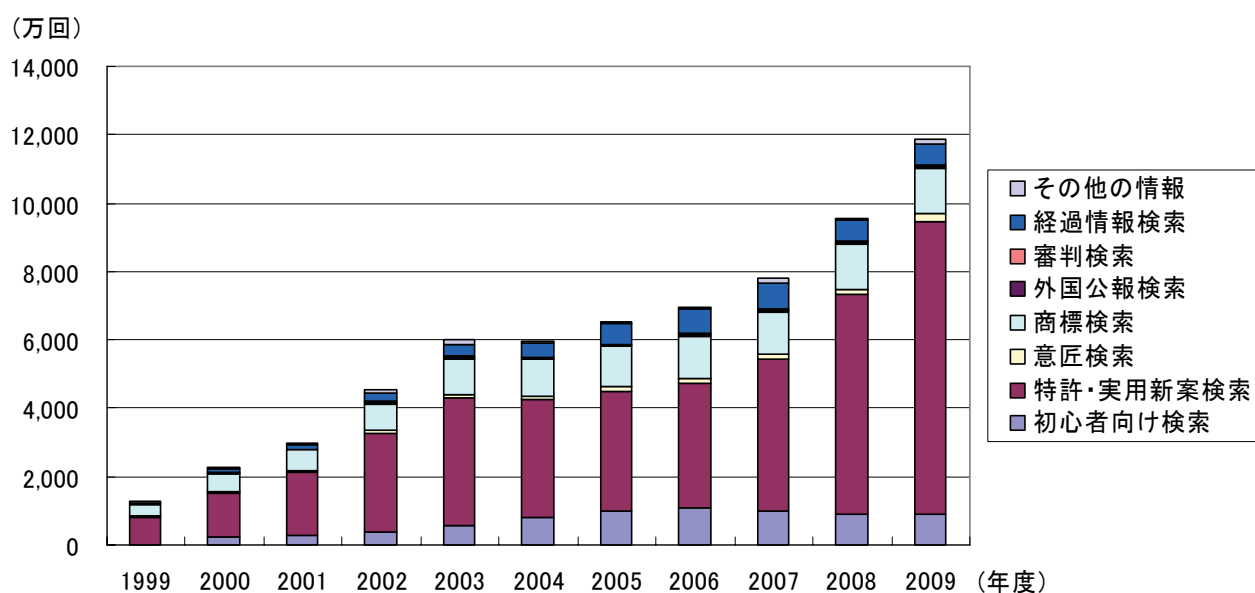
IPDL では、明治以降発行された約 7,770 万件（2010 年 3 月時点）の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や、審査・登録・審判に関する経過等の関連情報を、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。

また、毎年、ユーザーの利便性向上やサービスの拡充が図られており、IPDL を通じた産業財産権情報の積極的な利用が増すことにより、産業財産権の活用がより一層進むものと期待される。

IPDL のサービス開始直後である 1999 年度は検索回数は約 1,270 万回であったが、その後の提供サービスの充実等に伴い、利用数が増加し、2009 年度では検索回数が約 1 億 1,900 万回に達している。

なお、IPDL の運営は 2004 年 10 月に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）へ移管され、IPDL は INPIT のウェブサイト¹上で提供されている。

【IPDL 検索回数の年度推移】



（資料）INPIT 作成

¹ IPDL トップページ (<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>)

【IPDL サービスの変遷】

年月	サービス拡充内容
1997 年 4 月	特許庁ウェブサイト上で公開特許公報英文抄録(PAJ)のインターネットサービスの試行版を提供
1998 年 4 月	特許庁ウェブサイト上で、公開特許公報フロントページ及び PAJ の検索サービスを開始
1999 年 3 月	特許庁ウェブサイトの特許電子図書館を開設し、特許・実用新案・意匠・商標に関する産業財産権情報の以下の検索サービスを提供開始 ・各種番号照会(特許・実用新案・意匠・商標・審判および外国公報) ・FI/F ターム、D ターム等の分類検索(特許・実用新案・意匠) ・公開特許公報フロントページ検索(特許) ・PAJ 検索(特許) ・公報テキスト検索(特許・実用新案) ・PMGS、D タームリスト、商品・役務リスト等の分類照会機能(特許・実用新案・意匠・商標) ・商標出願・登録情報(日本語版および英語版) ・日本国周知・著名商標検索(日本語版および英語版) ・書換ガイドライン(商標) ・経過情報(特許・実用新案・意匠・商標) ・他(審決取消訴訟判決集等)
2000 年 1 月	インターネットによる提供に加え、工業所有権総合情報館、各地方通産局及び知的所有権センター等(いずれも名称は当時)の公衆閲覧室に専用線端末を設置し、高速かつ精細画面によるサービスを提供開始
	文献種別と文献番号から、その文献に付与されている他の各種番号を確認できる文献番号索引照会のサービス提供開始(特許・実用新案・意匠・商標)
	称呼検索サービス提供開始(商標)
	IPC検索サービス提供開始(特許・実用新案)
2000 年 3 月	初心者向け検索サービスを提供開始(特許・実用新案・商標)
	図形商標検索(日本語版・英語版)サービスを提供開始(商標)
	英語版サービスに、公開特許公報の自動翻訳サービスを提供開始(特許)
2000 年 5 月	商品サービス国際分類表サービス提供開始(商標)
2000 年 10 月	英語版サービスに、商品・役務名リストを提供開始(商標)
	経過情報検索に、四法別の各種番号から参照できる最終処分照会を提供開始
2001 年 3 月	英語版サービスに、FI/F ターム検索を提供開始(特許・実用新案)
	公報を文献ページ単位で PDF 形式にて表示・印刷するサービスを提供開始(特許・実用新案・意匠・商標・審判および外国公報)
2002 年 3 月	英語版サービスに文献番号検索を提供開始(特許・実用新案)

年月	サービス拡充内容
2002 年 9 月	意匠公報を物品名や権利者名などで検索できる意匠公報テキスト検索サービス提供開始(意匠)
2003 年 5 月	コンピュータ・ソフトウェアに関する特許審査用データベースの提供開始(特許)
2004 年 3 月	英語版サービスに意匠公報 DB を提供開始(意匠)
	サーバのリプレイスを行い、接続の確保・結果表示のスピードアップの改善を図るとともに、大量アクセス・ロボットアクセス行為への制限を実施
	図形商標検索に用いるウィーン図形分類リスト(日本語版・英語版)を提供開始(商標)
2004 年 10 月	業務を独立行政法人工業所有権情報・研修館へ移管
2005 年 9 月	外国意匠分類リストにロカルノ分類第8版、米国分類、韓国分類を追加(意匠)
2006 年 3 月	公報を文献単位で PDF にて表示・印刷・ダウンロードできるサービスを提供開始(特許・実用新案)
	これまで閲覧のみ照会可能であった審査書類情報の無料提供を開始(特許・実用新案)
	意匠公知資料、外国意匠公報資料の提供開始(意匠)
2006 年 10 月	経過情報検索において、公報への相互リンク機能の提供開始(特許・実用新案・意匠・商標)
	IPC と FI・F ターム検索を統合した特許分類検索サービスの提供開始(特許・実用新案)
2007 年 1 月	大学向け IPDL 公報固定アドレスサービスの提供開始(特許・実用新案)
2007 年 3 月	審査書類情報照会で提供する書類の拡大(特許・実用新案)
2008 年 1 月	商品・役務名リストサービスに三庁リスト(日、米、欧の特許庁間で合意された商品・役務名(英語))を追加(商標)
2008 年 3 月	公報テキスト検索サービスに公報全文検索機能の提供開始(特許・実用新案)
2009 年 3 月	韓国特許文献の英文抄録の提供開始(特許)
2009 年 10 月	意匠公知資料、外国意匠公報資料を物品名や意匠分類などで検索できるサービスを提供開始(意匠)
	商標出願・登録情報検索サービスに「称呼(単純文字列検索)」検索機能を追加(商標)
2010 年 3 月	中国特許文献の英文抄録、米国意匠公報、韓国意匠公報の提供開始(特許・意匠)
	公報テキスト検索において、NOT 演算の提供開始(特許・実用新案)
	初心者向け検索サービスに、「称呼(単純文字列検索)」検索機能を追加し、画面全体のレイアウトを分かりやすく変更(商標)

(資料) 特許庁作成

産業財産権情報への多様なニーズにこたえるためには、IPDL によって一般公衆の標準的な利用に対応するとともに、民間の産業財産権情報サービス提供事業者等（民間事業者）によって高付加価値のサービスが提供される環境を整える必要があった。また、企業等にも社内でデータベースを構築したいという要望があった。

このような要請にこたえるため、特許庁は、従来からの公報に加えて、審査経過情報や分類等の情報を XML 形式などの一般に利用しやすい形式に変換・加工したデータ（整理標準化データ）を、一括して提供する事業を 1999 年 3 月に開始した。これらのデータの提供

に当たっては、容易に入手できるように提供条件の見直しを行い、マージナル・コスト¹に基づく低価格で提供することとした。なお、整理標準化データの作成業務自体は、2004 年 10 月に INPIT へ移管した。

さらに、2007 年 1 月からは INPIT 第一公報閲覧室に、2009 年 6 月からは地方閲覧室に特許審査官専用端末と同等の機能を持つサーチ端末を設置し、一般利用のために開放している。これによって、特許審査官と同じ機能の端末を用いて、未公開情報を除く国内外特許文献のサーチを快適な応答時間で行うことが可能となった。

3. 公報類の発行

公報についても、1993 年 1 月の公開特許公報の CD-ROM での発行開始を皮切りに、順次、CD-ROM での発行を進めてきたが、技術の進歩やユーザーの要望などを踏まえ、随時発行形態の見直しを行ってきた。

1998 年 4 月には提供条件を見直し、CD-ROM 公報のマージナル・コストでの提供を開始した。

2004 年には、特許・実用新案に係る公報のフォーマットを SGML 形式から XML 形式に変更するとともに、提供媒体も CD-ROM から DVD-ROM へと変更した。

2006 年 1 月には、登録実用新案公報のインターネット利用による発行を開始し、無料で提供している。インターネット利用による公報発行は、2007 年 1 月に意匠公報、2010 年 1 月には商標公報、公開・国際商標公報に順次拡大している。

¹ データの複製費、送付費等、複製のための追加的経費。データ作成、メンテナンス費用は含まない。

【公報発行の変遷】

公報種別		～平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
1	公開特許公報	紙公報 H4.12月 発行終了	H5.1月 CD-ROM 発行開始										
	登録実用新案 公報			H6.7月 CD-ROM 発行開始									
	公表特許公報 ・再公表特許	紙公報	H7.10月 発行終了			H8.1月 CD-ROM 発行開始							
2	特許公報	紙公報 (公告公報)	H5.12月 発行終了	H6.1月 CD-ROM 発行開始		H8.3月 公告公報 発行終了		H8.5月 特許掲載公報 発行開始					
3	意匠公報	紙公報	H11.12月 発行終了								H12.1月 CD-ROM 発行開始		
4	商標公報	紙公報	H9.5月 公告公報 発行終了					H9.7月 新商標公報 発行開始		H12.1月 CD-ROM 発行開始			
	商標書換 登録公報	(旧国内分類で登録された指定商品を国際分類での指定商品に書き換えられたことを公示)								H11.3月 発行開始		CD-ROM	
5	審決公報	紙公報	H11.12月 発行終了								H12.1月 CD-ROM 発行開始		
6	公開商標公報										H12.2月 CD-ROM 発行開始		
	公開・国際 商標公報										CD-ROM		
	国際商標公報												
7	インターネット 登録実用新案 公報												
8	登録実用新案 公報情報												
9	インターネット 意匠公報												
10	意匠公報情報												
11	インターネット 商標・商標書換 登録公報												
12	商標・商標書換 登録公報情報												
13	インターネット 公開・国際商標 公報												
14	公開・国際商標 公報情報												
特許庁公報		紙公報	公示号、登録目録、審査請求リスト、最終処分リスト										

公報種別		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1	公開特許公報		 H16.1月 DVD-ROM 発行開始							
	登録実用新案 公報		 H16.1月 DVD-ROM 発行開始	H17.12発行終了 インターネット公報へ移行						
	公表特許公報 ・再公表特許		 H16.1月 DVD-ROM 発行開始							
2	特許公報		 H16.7月 DVD-ROM 発行開始							
3	意匠公報									
4	商標公報									
	商標書換 登録公報									H21.12発行終了 インターネット公報へ移行
5	審決公報									
6	公開商標公報									
	公開・国際 商標公報									H21.12発行終了 インターネット公報へ移行
	国際商標公報									
7	インターネット 登録実用新案 公報				 H18.1月 発行開始					
8	登録実用新案 公報情報				 H18.1月 発行開始					
9	インターネット 意匠公報				 H19.1月 発行開始					
10	意匠公報情報				 H19.1月 発行開始					
11	インターネット 商標・商標書換 登録公報								 H22.1月 発行開始	
12	商標・商標書換 登録公報情報								 H22.1月 発行開始	
13	インターネット 公開・国際商標 公報								 H22.1月 発行開始	
14	公開・国際商標 公報情報								 H22.1月 発行開始	
特許庁公報										

(資料) 特許庁作成

4. 海外特許庁との産業財産権情報の交換及びその情報の活用

特許庁は、三極特許庁（日本国特許庁・米国特許商標庁・欧州特許庁）間及び他の海外特許庁（中国国家知識産権局、韓国特許庁等）との二庁間の合意に基づいて、産業財産権情報の定期的なデータ交換を行っている。交換を通じて日本国特許庁が入手した産業財産権情報は、庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するのみならず、一部は IPDL 等を通じて一般に公開している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

(1) 海外特許庁・国際機関との産業財産権情報の交換

我が国への特許出願などが海外でも先行技術として適切に考慮されるように、1985 年から産業財産権情報を加工して海外の特許庁や国際機関に提供すると同時に、海外特許庁からも産業財産権情報を受け入れ、審査資料等に活用している。

(2) 和文抄録データの作成・提供

高度かつ広範囲な技術内容を網羅している米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の和文抄録データを 1976 年から作成しており、特許庁での審査資料として利用するとともに、2002 年からは IPDL にて照会可能となっている。

(3) 公開特許公報英文抄録（PAJ）の作成・提供

我が国で公開された特許出願が、PCT 出願の国際調査において最小限資料として利用され、また、海外特許庁に対する技術援助に資することを目的に、1976 年から公開特許公報の英文抄録データを作成し、提供している。

1995 年 4 月以降は、PAJ を CD-ROM 化し、海外特許庁に対し無償で提供している。

5. 検索ノウハウの外部提供

特許庁では、特許審査迅速化に必要な基盤整備の一環として、出願人等が先行技術調査を的確・効率的に行う一助となるように、特許電子図書館（IPDL）の充実、出願人等への各種説明会、検索エキスパート研修、審査官端末の開放、特許情報活用支援アドバイザー事業等、各種の施策を実施してきた。

従来技術の検索手法等については、担当審査官の間での情報の共有化を目的として「サーチ戦略ファイル」の作成が 2000 年より開始された。サーチ戦略ファイルは、2003 年までに 339 の技術分野で作成され、その後も引き続き、更新や新規作成が行われ、2009 年 3 月までに 365 の技術分野で作成されている。

「サーチ戦略ファイル」は、情報公開制度に基づく開示請求に応じて開示されるものであるが、企業コンタクト等において、その公表を求める声が寄せられていたため、出願人等が利用することを念頭に「特許検索ガイドブック」として取りまとめることとした。この「特許検索ガイドブック」は、検索手法等に関する情報の集約が進んでいる技術分野か

ら作成を行い、2005 年 3 月より順次公開している。

さらに、これらの情報にワンストップでアクセスすることを可能とするため、2009 年 3 月より特許庁ホームページ上に「特許検索ポータルサイト」を開設し、サーチ戦略ファイルから抽出した情報や、特許検索ガイドブックなどのコンテンツを庁外向けに公開している。

(1) 特許検索ガイドブック

経済産業省が 2004 年 5 月に取りまとめた「新産業創造戦略」では、重点政策の一つとして、「特許庁が世界最高水準の電子化の下に蓄積してきた約 5 千万件の特許関連情報と、審査ノウハウとして蓄積してきた従来技術の検索手法を研究開発現場へ積極的に提供する」ことが盛り込まれた。

これを受けて、特許庁では「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成 16 年度実施計画」において、「審査官が有するサーチノウハウを外部向けに加工した上で、順次、特許庁ホームページを通じて公表する」方針を決定した。そして、2005 年 3 月には、従来技術の検索手法等に関する情報の集約が進んでいる 12 の技術分野について、「特許検索ガイドブック」として取りまとめ、特許庁ホームページにおいて公表した。

「特許検索ガイドブック」では、各種特許情報検索ツールを利用して特許文献等を検索する際に有益な情報（各種検索キーの有効な組み合わせ方法、関連技術分野の範囲、キーワードの類義語等）が体系的にまとめられており、重複した研究を避けるための他社研究開発動向の把握、特許出願や審査請求の要否を判断するための先行技術調査等に活用できる。

「特許検索ガイドブック」は、2006 年 2 月に 13、2007 年 3 月に 17、2008 年 3 月に 13 の技術分野で新たに取りまとめられ、公表された。

【特許検索ガイドブックを作成・公開した技術分野の暦年別一覧】

2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
デジタル記録担体及び 周辺機器	インクジェット記録方 法及びその記録媒体	ストレージ制御 タイヤ構造	いす、自動車等の座席、 及び、それらの付属品
ハイブリッド自動車	エアバッグ	ポリアミド	オシロスコープ
マニプレータ	エレベータ	ユニットバス	クレーン
レーザー一般	オレフィン重合触媒	医療用製剤（不活性成 分・形態）	ファイリング用具
遺伝子工学	カラー画像通信方式	液晶素子	ポリオレフィン
固体廃棄物の処理	ケーブル・絶縁導体	機械部品の試験	押出成形
光学的記録担体及びそ の製造	印刷物	金属の精製・精錬	化粧品
光学分析技術	金銭登録機・受付機 （POS・キャッシュレ ジスタ）	自動取引装置	建築仕上
調理機器		自動焦点調節	高記録密度ハード ディスク装置
電子ゲーム	生体物質含有医薬	自動倉庫	車体懸架装置 （サスペンション）
電話機の回路等	製紙技術	手術用機器及び手術用具	
燃料電池	絶縁耐力、破壊電圧試験	半導体装置の試験	重合トナー
	文書作成技術	筆記具	小型スピーカ技術
	無電解めっき	粉末冶金	人体への媒体導出入付 与装置（カテーテル等）
		補助動力付き自転車	
		無線 IC タグ	

(2) 特許検索ポータルサイト

先行技術調査におけるサーチ手法等の情報提供の在り方については、出願人等から広く意見等を聴取してきたが、これらの意見の中には、審査官が有するサーチ手法を紹介した「特許検索ガイドブック」をより使いやすいものとして欲しいという意見や、先行技術調査をサポートする関連情報等を、サーチ手法等を含めて分かりやすく一元的に提供して欲しい等の要望があった。これに応えて、2009 年 3 月から、新たに「特許検索ポータルサイト」を特許庁ホームページ上に設置し、試行を開始した。その後、各種のデータを追加、整理した後、2010 年 6 月から本格運用を開始している。

これにより、今後、先行技術調査における更なる利便性の向上が期待される。

【特許検索ポータルサイトの概要について】

概要・目的	大項目メニュー	内 容
基礎的な知識 (初心者向け)	1. 基礎的な周辺知識	先行技術の調査や検索のために必要な周辺知識や手法の紹介
知的財産権制度説明会のテキストなど、初心者・実務者向けのテキストを基に知的財産に係る基本的な知識や、先行技術調査に必要な周辺知識等の手法の紹介を行う ○ 基礎研修テキスト ○ 初心者向けのテキスト ○ 検索実務に必要な基礎的知識 ○ 検索実務に必要な周辺情報		
検索の考え方 (実務者向け)	2. 検索・調査の実務	先行技術調査における基本的な考え方や手法とその理念・検索の戦略等について
実務者向け研修テキストや、調査実務テキスト等を利用して、効率的に先行技術調査を行うための実務的手法の紹介を行う ○ 調査業務実施者育成研修テキスト ○ 検索エキスパート研修テキスト		
検索の手法 (各技術分野)	3. 検索・調査の方法	検索や調査の手法、新ツールを機能要素別に整理して提供
技術分野別の検索手法を解説した「検索実例や検索手法等へのリンク」や、パテントマップガイダンス (PMGS)、調査ツールへのリンクを設け、技術分野において用いられる検索情報を紹介し、効率的に各種検索情報を調査可能にする ○ 分類情報へのアクセス (PMGS) ○ 検索情報の調査のための新ツールの提供 ○ 技術分野別の検索実例や検索手法等の紹介 ① 検索キー (F ターム・FI) についての解説 ② F ターム・FI のフリーワード検索機能 ③ 関連・近接分野や、三極での対応分類 (FI, USPC, ECLA) の表示 ④ 検索における実際の具体例や、検索手法等の紹介		

